

電子記録債権(でんさい)規程等

- でんさいのご利用の際の留意事項について
- 関西みらい銀行 電子記録債権 利用規定
- 株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程
- 株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則

お客様へ

このたびは、関西みらい銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
でんさいのサービスご利用にあたりましては、本規程等が適用されますので、必ず、ご一読
ください。また、「でんさいのご利用の際の留意事項について」につきましては、ご利用いた
だく上で、特に重要な事項を記載しております。お申込みの際には、当社担当者より充分な
説明を受け、ご理解を深めていただきますようお願い致します。

[目 次]

でんさいのご利用の際の留意事項について	1
関西みらい銀行 電子記録債権 利用規定	8
株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程	33
株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則	59

でんさいのご利用の際の留意事項について

項目	ご注意いただきたいこと	利用規定等の記載
1. サービスの提供時間 (営業日・営業時間)	<p>(1) <u>サービス提供時間は、銀行営業日（＊1）の午前7時から午後11時55分、銀行休業日の午前8時から午後10時までです。ただし、毎月第2土曜日、12月31日から1月3日、5月3日から5月5日はご利用になれません。</u></p> <p>(2) <u>午後3時を過ぎてのご利用は、銀行営業日・休業日ともに予約取引となります。ただし、銀行休業日の融資申込は終日予約取引となります。</u></p> <p>(注)窓口金融機関（＊2）によっては、当日付で取扱う記録請求の受付时限が早まる場合があります。具体的な受付时限は、直接、窓口金融機関にお問合せください。</p>	利用規定 第4条 業務規程 第5条 業務規程細則 第4条
2. 利用者番号	<p>(1) <u>お客さまには、1法人（個人事業主である場合には1人）につき1つの利用者番号を付与いたします。</u></p> <p>(2) 複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は同一（1つ）です。</p> <p>(注)例えば、法人のお客さまが本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一（1つ）です。</p> <p>(注)すでに利用者番号をお持ちのお客さまが、別の参加金融機関（＊3）に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。</p>	業務規程 第2条
3. 利用申込	<p>利用申込書を受付後、当社所定の審査をいたしますので、ご要望に添えない場合もございます。ご利用が可能となり次第、「手続完了のお知らせ」を郵送いたしますので、必ず確認ください。</p> <p>(注)利用申込書をご提出されてからご利用開始までの期間は、通常2週間程度になります。</p>	利用規定 第8条、9条 業務規程 第13条
4. 利用形態	当社が提供する法人版インターネットバンキング「りそなビジネスダイレクト（Web照会・振込サービス）」のご契約が必要になります。	利用規定 第9条
5. 決済口座	本サービスで利用できる決済口座は、1つの利用申込書（ご契約）につき、1つになります。複数の決済口座をご利用する場合は、1つの決済口座につき、1つの利用申込が別途必要となります。	利用規定 第8条
6. 保証利用限定特約	保証利用限定特約でのご利用は、当社ではできません。	利用規定 第7条

7. 利用料	<p>(1)当社所定の手数料をお支払いいただきます。 <u>(注)当社所定の手数料は、当社のホームページ、パンフレットにてご確認ください。</u></p> <p>(2)全銀電子債権ネットワーク社からお客さまに対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則としてありません。</p>	利用規定 第57条、第58条 業務規程 第61条
8. でんさい (*4)の発生 (手形の振出に相当)	<p>(1)でんさいを発生させる際の債権金額は、1円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。</p> <p>(2)でんさいの支払期日（手形のサイト）は、電子記録年月日（でんさいの発生日）から起算して3銀行営業日（債権者請求方式は7銀行営業日）経過した日以降で10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。</p>	利用規定 第25条、第26条 業務規程 第30条 業務規程細則 第17条
9. でんさいの譲渡 (手形の裏書に相当)	<p>(1)<u>でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いになります（手形の裏書に相当）。</u>すなわち、債務者が支払えなかった場合には（支払不能＊5）、でんさいを譲渡したお客さまは、債権者に対して、支払義務を負うことになります。</p> <p>(2)債権者利用限定特約（でんさいの債務者とはならない特約、利用者区分（＊6）が「債権者限定利用」のもの）を締結したお客さまであっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取扱いになります。</p>	利用規定 第27条、第28条 業務規程 第31条 業務規程細則 第19条 利用規定 第8条
10. でんさいの分割譲渡	<p>(1)でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。</p> <p>(注)例：1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有。</p> <p>(2)分割のみの取扱いはできません。</p>	利用規定 第27条、第28条 業務規程 第36条 業務規程細則 第29条
11. でんさいの取消等	<p><u>でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5銀行営業日（記録日を含め当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日）の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取り消すことができます（当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。）</u></p>	利用規定 第26条、第28条 業務規程 第26条 業務規程細則 第23条

12. でんさいの記録内容の変更	<p>利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。</p> <p>(注)利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。)</p>	利用規定 第32条 業務規程 第33条 業務規程細則 第23条
13. 記録請求の制限期間	<p>でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。</p> <p>(注)例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の3銀行営業日前までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考2」をご参照ください。)</p>	業務規程細則 第17条、第19条、第21条、第23条、第27条、第29条
14. でんさいの決済(支払い)(口座間送金決済(*7))	<p>(1) でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお客さまは、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。</p> <p>(注)当社については、でんさいの支払期日の前銀行営業日までに当社の決済口座に資金をご準備ください。</p> <p>(2) 支払期日に口座間送金決済による支払いができる場合、債務者のお客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。</p> <p>(注)詳しくは、「16. 支払不能処分制度」をご照ください。</p> <p>(3) 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、自身の窓口金融機関にご確認ください。</p> <p>(注)債務者さまの資金準備状況のお問合せには応じることはできませんので、ご了承ください。</p> <p>(4) 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。</p> <p>(5) 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(*8)(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払義務を負います。</p> <p>(6) 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権(*9)を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。</p>	利用規定 第42条、第43条 業務規程 第40条 第42条、第43条 業務規程細則 第39条、第40条 利用規定 第45条、第46条 業務規程 第46条～第49条 業務規程細則 第43～第45条 利用規定 第42条、第43条 業務規程 第42条 業務規程細則 第39条、第40条 業務規程細則 第38条 利用規定 第27条、第28条 業務規程 第40条 業務規程 第32条、第40条 電子記録債権法第35条

15. 口座間送金 決済の中止	<p>債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていなければ、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。</p> <p>(注)詳しくは、「17. 異議申立の手続」をご参照ください。</p>	利用規定 第44条 業務規程 第44条、第47条、48条、50条 業務規程細則 第42条、第46条
16. 支払不能処分制度 (手形の不渡処分制度に相当)	<p>(1) <u>支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。</u></p> <p>(2) <u>支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。</u></p> <p>(3) <u>でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。</u></p> <p>(4) <u>1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。</u></p> <p>(5) 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。</p> <p>(6) 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。</p>	利用規定 第44条～第46条 業務規程 第47条～第49条 業務規程細則 第43～第45条
17. 異議申立の手続	<p>(1) <u>契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客さまは異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。</u></p> <p>(2) <u>ただし、債務者のお客さまが異議申立をする場合には、支払期日の前銀行営業日までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機関にお預けいただくことが必要です。</u></p> <p>(注) 異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。</p>	利用規定 第48条、第49条 業務規程 第50条、51条 業務規程細則 第46～第48条

18. 記録事項の 開示	<p>「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者（債務者、債権者、電子記録保証人（でんさいの譲渡人を含む。））とその窓口金融機関です。</p>	利用規定 第55条 業務規程 第57条～第60条 業務規程細則 第56条～58条
19. 他の記録機 関との関係 (記録機関変 更記録)	<p>(1) でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱いすることができます。実施にあたり、債権者と債務者の双方が債権者請求方式を利用可能であることが必要であるほか、「でんさいネット業務規程」および提携記録機関の定める条件を満たす必要があります。</p> <p>(2) なお、でんさいネットの電子記録債権は、他の電子債権記録機関に移動することはできません。</p>	利用規定 第22条、 第37条、第38条 業務規程 第37条 業務規程細則 第32条

[ご参考1：説明に使用する用語]

項目	ご注意いただきたいこと
*1 銀行営業日	月曜日から金曜です（ただし、祝日・休日および12月31日から1月3日を除きます）。
*2 窓口金融機関	お客さまとの間で利用契約を締結し、お客さまからの記録請求等の窓口となる金融機関のことです。
*3 参加金融機関	全国の銀行、信用金庫、信用組合、農協系統金融機関等、でんさいのサービスを提供できる金融機関のことです。
*4 でんさい	でんさいネットが取扱う電子記録債権のことです。
*5 支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
*6 利用者区分	お客さまがご利用される記録請求の種類に応じて、ご指定いただく、債権者限定利用、債務者利用の2つの区分のことです。
*7 口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。
*8 電子記録保証人	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客さまのことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
*9 特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払いをし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。

[ご参考2：支払期日前後の記録の制限]

支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット必着日)							決済情報提供日	口座間送金決済実施日			支払等記録日	
		7 銀行営業日前以前	6 銀行営業日前	5 銀行営業日前	4 銀行営業日前	3 銀行営業日前	2 銀行営業日前	1 銀行営業日前	支払期日	1 銀行営業日後	2 銀行営業日後	3 銀行営業日後以降
1. 発生記録請求	(請求者：債務者)	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
	(請求者：債権者)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 譲渡記録請求	(請求者：債権者)	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	△ (注5)
3. 分割記録請求	(請求者：債権者)	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
4. 保証記録請求（譲渡保証）	(請求者：債権者)	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	△ (注5)
	保証記録請求（単独保証）	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△ (注5)
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合) (注1) (請求者：債権者) (請求者：支払者)		○	○	○	○	○	—	—	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
		○ (注7)	—	—	—	—	—	—	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
6. 変更記録請求 (1) 住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者：債務者、債権者、保証人（注2）)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注8)
		○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合 (注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態（譲渡や保証が行われる前） a. オンラインで承諾を得る方法（注4） (請求者：債務者、債権者)		○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	b. 書面で承諾を得る方法 (請求者：債務者、債権者)	○	○	○	○	○ (注9)	—	—	—	—	—	—
②利害関係者が3名以上いる状態（譲渡や保証が行われた後） (請求者：債務者、債権者、保証人（注2）)		○	○	○	○	○ (注9)	—	—	—	—	—	—

(注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。

(注2) 「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人（譲渡人）を含む。

(注3) 「—」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。

(注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。

(注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。

(注6) 債務者の窓口金融機関（仕向金融機関）からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可（ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後）。

(注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。

(注8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。

(注9) 書面での手続きとなりますので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なります。

関西みらい銀行 電子記録債権 利用規定

第1章 総則

第1条（目的）

本規定は、お客さまが株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」といいます。）と株式会社関西みらい銀行（以下、「当社」といいます。）との業務委託契約に基づき提供するサービスを利用して、電子記録債権（以下、「でんさい」といいます。）の請求、決済等を行う際の手続およびでんさいの割引、譲渡担保を行う際の手続について、お客さまと当社との間で必要となる事項を定めることを目的とします。

第2条（用語の定義）

1. 本規定における用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 「法」とは、電子記録債権法（平成19年法律第102号。その後の改定を含みます。）をいいます。
 - (2) 「でんさいネット業務規程」とは、でんさいネットの業務規程および業務規程細則をいいます。
 - (3) 「利用者」とは、本規定に基づき契約を締結した「お客さま」をいいます。
 - (4) 「本サービス」とは、でんさいの請求、決済等およびでんさいの割引、譲渡担保に伴うサービスをいいます。
2. 本規定に特段の定めのない用語に関しては、「でんさいネット業務規程」に従うものとします。

第2章 当社のサービス内容等

第3条（サービス内容）

「でんさいネット業務規程」に定めるでんさいネットの業務の一部を、でんさいネットより委託を受け、利用者へサービスを提供するものとします。詳細な業務内容については、次条以降、法および「でんさいネット業務規程」をご確認ください。

第4条（サービス利用時間）

1. 本サービスのサービス時間は、当社別サービスである「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間内とします。また、当社が所定する日および時間帯は、当社のホームページその他の方法によりお知らせします。
2. 当社の都合により前項に規定する利用可能日・利用可能時間はいつでも変更できるものとし、変更にあたっては、事前に当社のホームページその他の方法によりお知らせします。

第5条（サービス休止）

1. 当社は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止することができます。この休止の時期および内容については、当社のホームページその他の方法によりお知らせします。
2. 休止の期間中、本サービスの利用方法ならびにすでに発生しているでんさい等の取扱いについては都度、当社と協議のうえ対応するものとします。

第3章 利用者

第6条（でんさいネットの利用）

1. でんさいネットは、第8条に従い利用申込を行い、当社所定の審査にて利用を認められた者が利用可能です。
2. 利用者は第9条に従い、当社を通じてでんさいネットを利用しなければなりません。

第7条（利用契約の締結要件）

「でんさいネット業務規程」に従うものとします。ただし、保証利用限定特約の締結は当社を通じて行えないものとします。

第8条（利用申込）

1. 利用申込にあたっては、本規定および「でんさいネット業務規程」の内容を十分理解し承認のうえ、利用者登録に必要な事項等、その他所定の事項を記載のうえ、「でんさい利用申込書（新規・追加用）」（以下、「利用申込書」といいます。）およびその他の申込に必要な書面（以下、申込書面等といいます。）を当社に提出するものとします。
2. 当社は、本サービスについて、下表の区分（以下、「利用者区分」といいます。）を設け、利用者区分に応じたサービスを提供します。お客さまは、前項の利用申込書にて、利用者区分を指定するものとします。

利用者区分	主な記録請求による内容
債務者利用	(1) でんさいについて発生記録請求により、債務者となりうる利用者 (2) でんさいについて譲渡を伴わない保証記録請求により、保証人となりうる利用者 (3) でんさいの譲受および譲渡記録請求、分割記録請求可能な利用者
債権者限定利用	でんさいの譲受および譲渡記録請求、分割記録請求可能な利用者

3. お客さまは、印鑑登録がなされている印または本規定に基づく取引に使用する口座に使用する印（以下、両者をあわせて「お届印」といいます。）を、本サービスに関する一切の書面による申込、届出等に使用するものとします。
4. 本サービスで利用できる決済用の預金口座（以下、「決済口座」といいます。）の種別は、利用者と同一名義の普通預金または当座預金とします。また、本規定に基づき登録できる口座の数は1つとし、お客さまが複数の口座の利用を希望するときは、口座ごとに、別途、利用申込を行うものとします。
5. 第57条に定める手数料の引落口座（以下、「手数料引落口座」といいます。）を指定するものとします。手数料引落口座は、利用者と同一名義の普通預金または当座預金とします。
6. でんさいネットおよび当社は、お客さまから提出された申込書面等に基づき、所定の審査を行います。審査の結果、利用申込をお断りすることもありますので、ご了承願います。本サービスの利用を認めない場合は、当社所定の方法によりその旨を通知します。

第9条（本サービスの利用方法等）

1. 当社は、前条第6項の審査の結果、本サービスの利用を承諾した場合には、利用者登録の手続が終了しますと登録結果を記載した「手続完了のお知らせ」（以下、「お知らせ」といいます。）を発送します。「お知らせ」に記載のお取扱開始日より「りそなビジネスダイレクト」にて本サービスの利用が可能となります。

2. 「お知らせ」等の確認・保管

利用者は、本サービスを利用する前に、「でんさいネット業務規程」に定める事項について、「お知らせ」および利用申込書（お客さま控）により確認することとし、本サービス利用期間中において利用者は「お知らせ」を利用申込書（お客さま控）とともに厳重に保管するものとします。

3. 付帯契約の締結

平成23年11月改訂前の銀行取引約定書を締結している融資お取引がある利用者は、第6章に定める融資のサービスご利用の有無に関わらず、「銀行取引約定書（変更契約用）」等を当社へ提出するものとします。

4. 本サービスを利用するには、別途「りそなビジネスダイレクト」の契約が必要です。また、「りそなビジネスダイレクト」の利用には当社所定の手数料がかかります。

5. 利用者が本サービスを利用する際または電子記録の請求に必要な情報提供を行う際、当社は利用者から都度提示を受ける「りそなビジネスダイレクト」のログインID、ログインパスワード、電子証明書および承認パスワード（本サービスの初回利用時に利用者が設定）（以下、「パスワード等」といいます。）を、あらかじめ利用者が当社に届け出ているパスワード等と比較して一致することを確認することにより、利用者確認を行います。一致を確認した場合、本サービスは、利用者の真正な意思に基づいて正当に利用されたものとみなします。

6. パスワード等は大変重要な情報です。利用者は、パスワード等の管理、使用について全ての責任を持つものとし、理由の如何を問わず第三者に開示したまは使用させてはならないものとします。

7. 当社は、利用者のパスワード等使用上の過誤、管理不十分または第三者による不正使用等に起因して利用者が損害を被った場合でも、その損害につき一切責任を負わないものとします。前項により、他の利用者、当社およびでんさいネットに生じた損害は、利用者が賠償責任を負うものとします。

8. 利用者のパスワード等が第三者に知られた場合、またはそのおそれのある場合、利用者は当社所定の時間内に電話により当社に届け出てください。届出の受付により、当社は「りそなビジネスダイレクト」の利用を停止します。本サービスの利用を再開するには、当社に連絡のうえ、所定の手続をとってください。

9. パスワード等は、当社所定の方法により変更が可能です。

10. 本サービスの利用について、届け出られた承認パスワードと異なる入力が当社の任意に定める回数連続して行われた場合、その承認パスワードは無効になります。承認パスワードの再設定を行う場合には、当社に所定の書面（パスワード再設定依頼書）の提出が必要となる場合がありますので、その手続をとってください。

11. 利用者は、当社が定める方法により登録した自己の従業員等（以下、「利用担当者」といいます）のみを介して利用者として本サービスを利用できるものとし、利用者の責任において利用担当者に本規定を遵守させ、その利用に関する責任を負うものとします。

第10条（任意解約）

1. 利用者は、都合により、本サービスをいつでも解約できるものとします。

2. 利用者が本サービスを解約する場合は、当社所定の書面（でんさい利用申込書（解約用）

等）を当社に提出するものとします。なお、解約の届出は当社の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

3. 前項の規定にかかわらず、本サービスによる取引において未処理のものがある等、当社が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。
4. 利用者が当社に対し本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、解約時に全額を支払うものとします。
5. 解約は、でんさいに係る保証債務を含め、利用者に係るでんさいの消滅が確定した時に行います。なお、でんさいが存続する間の利用については、新たな融資申込およびでんさいの譲受が停止されるほか、利用者による記録請求は「でんさいネット業務規程」に規定する範囲に制限します。なお、当社での解約手続きが完了次第、当社所定の方法で利用者へ、その旨通知します。
6. 当社が利用制限または解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第11条（任意利用制限）

1. 利用者は、都合により、本サービスの利用を一時的に制限する場合は、当社所定の書面（利用制限・制限解除届等）を当社に提出するものとします。
2. 利用制限措置中、利用者は新たな融資申込およびでんさいの譲受が停止されるほか、利用者による記録請求は「でんさいネット業務規程」に規定する範囲に制限します。なお、当社での利用制限手続きが完了次第、当社所定の方法で利用者へ、その旨通知します。
3. 利用者による制限の解除は、当社所定の書面（利用制限・制限解除届等）を当社に提出するものとします。なお、当社での利用制限解除手続きが完了次第、当社所定の方法で利用者へ、その旨通知します。
4. 当社が利用制限または利用制限解除の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第12条（強制解約）

1. 当社は、次項の規定に基づき、本サービスを強制解約できるものとします。
2. 利用者に以下の各号の事由が一つでも生じた場合、当社から事前に通知することなく、本サービスを解約できるものとします。なお、当該措置の対象となるのは、利用者が当社と締結している全ての利用契約について、同項の措置を適用します。
 - (1) 「でんさいネット業務規程」に定める利用契約の締結要件に該当しないことが判明した場合
 - (2) 債務者利用停止措置に係る事由の繰り返し、または「でんさいネット業務規程」および本規定に繰り返し違反、もしくは違反した状態が継続する等、でんさいネットおよび当社の運営を損なう行為があった場合
 - (3) 破産手続または清算手続等の倒産手続が開始された場合、または、債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てた場合
 - (4) 住所変更の届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由により利用者の所在が不明な場合

- (5) 公序良俗に違反する行為を行った場合
- (6) 利用者が決済口座として指定している預金口座またはりそなビジネスダイレクトの利用契約が強制解約された場合
- (7) 利用者が死亡した場合
- (8) 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生した場合
- (9) 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (10) その他、でんさいネットまたは当社が解約措置を行うに足る相当の事由が生じたと判断した場合
- (11) 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (12) でんさいネットと当社が「でんさいネット業務規程」に定める業務委託契約を解除する場合

3. 解約は、でんさいに係る保証債務を含め、利用者に係るでんさいの消滅が確定した時にいたします。なお、でんさいが存続する間の利用については、新たな融資申込およびでんさいの譲受が停止されるほか、利用者による記録請求は「でんさいネット業務規程」に規定する範囲に制限します。なお、当社での解除手続きが完了次第、当社所定の方法で利用者へ、その旨通知します。ただし、当該通知については当社所定の基準により省略することができるものとします。

4. 当社が利用制限の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第13条（利用制限（再建型））

1. 利用者について本項各号の利用制限事由のいずれかに該当することが判明した場合、当社から事前通知がなくとも当然に利用者契約の制限措置を行います。当社での利用制限手続きが完了次第、当社所定の方法で利用者へ、その旨通知します。なお、当該措置の対象となるのは、利用者が当社と締結している全ての利用契約について、同項の措置を適用します。

【利用制限事由】

- (1) 破産法、民事再生法または会社更生法による包括的禁止命令
- (2) 破産法、会社法、民事再生法または会社更生法による保全処分

- (3) 破産法、民事再生法または会社更生法による保全管理命令
 - (4) 民事再生法または会社更生法による監督命令
 - (5) 民事再生法による再生手続開始の決定
 - (6) 会社更生法による更生手続開始の決定
 - (7) 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の処分
 - (8) 会社法または有限責任事業組合契約に関する法律による清算手続による弁済の禁止
 - (9) 会社法の特別清算手続開始の命令
2. 当社が利用制限の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. 債務者利用を停止するほか、債権者利用についても利用制限事由に従い記録請求等の取引を制限します。
4. 再生手続きの完了等により利用制限を解除する場合において、債務者利用に関して、利用者は当社所定の手続きで利用申込を行い当社所定基準で認められた場合のみ再利用できるものとします。

第14条（債務者利用停止）

- 1. 利用者について、次の各号の事由が生じた場合、当社からの事前通知なくとも当然に債務者利用の取扱いを停止します。当社での停止手続きが完了次第、当社所定の方法で利用者へ、その旨通知します。なお、当該措置の対象となるのは、利用者が当社と締結している全ての利用契約について、同項の措置を適用します。
 - (1) 「でんさいネット業務規程」に規定する取引停止処分を受けた場合
 - (2) 「でんさいネット業務規程」に違反した場合
 - (3) 本規定に違反した場合
- 2. 当社が停止措置の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 3. 利用者について第1項に関わらず、第12条第2項および第13条第1項に定める事由に相当する事由が生じた場合は、当社からの通知等により、債務者利用の取扱いを停止することができるものとします。当社が停止措置の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第15条（債務者利用の停止期間）

- 1. 債務者利用の停止期間は、次の各号のとおりとします。
 - (1) 前条第1項第1号に該当した場合は、「でんさいネット業務規程」に規定する停止期間
 - (2) 上記以外の場合は、利用停止措置実施日から2年間
- 2. 前条第1項第3号ならびに前条第3項による停止の場合は、当社所定の基準により停止期間を変更する場合があります。

第16条（債務者利用停止中の取引等）

- 1. 債務者利用が停止された場合でも、引き続き債権者限定利用として本サービスを利用できるものとします。なお、前条に規定の停止期間が満了しても、債務者利用は、利用者が当社

所定の手続きにて利用申込を行い、当社所定基準で認められた場合のみ再利用を行うことができるものとします。

2. 債務者利用が停止された場合でも、利用者は当然に次の各号の義務を負うものとします。

(1) 既発生記録した未決済のでんさいの支払義務

(2) 未決済のでんさいの電子記録保証人の場合、当該でんさいが決済されるまでの保証履行義務

第17条（利用停止に関する免責）

第14条から第16条の債務者利用の停止に関する規定について、当社に責がある場合を除き、万一利用者間で事故、紛争等が生じた場合においても、当社には一切異議申立等は行わないものとします。

第18条（届出事項の変更等）

1. 利用者は、第8条第1項に基づき当社およびでんさいネットに届け出た事項（利用者情報等）に変更があったときには、その旨および変更後の事項を直ちに当社に対し、当社所定の書面（でんさい利用申込書（変更用）等）により、当該変更の届出をするものとします。なお、当該届出がなされなかったことで、利用者または第三者が不利益を被ったとしても、当社およびでんさいネットは、利用者または第三者へ一切責任を負わないものとします。

2. 前項の届出が、債権者限定利用から債務者利用への変更の場合、当社所定の審査を行います。当社の審査の結果、利用申込をお断りすることもありますので、ご了承願います。債務者利用への変更を認めない場合は、当社所定の方法によりその旨を通知します。

3. 利用者は、でんさいネット業務規定等の「破産手続開始等の届出」に規定する事由が生じた場合は、当該事由を示す書面等を当社に提出するものとします。

4. 第1項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当社およびでんさいネットが利用者に対して行う通知等（電子メールまたはファクシミリによって送信されたものを含みます。）が遅延または到着しなかった場合には、当該通知等は、通常到達すべき時に到達したものとします。

第19条（相続時利用承継）

1. 利用者が死亡した場合、第12条2項7号の規定に関わらず、被相続人に係るでんさいが消滅するまで、「でんさいネット業務規程」に規定する記録請求等に限り、相続人代表者は利用継続を行うことができるものとします。なお、被相続人に係るでんさいの消滅が確定した段階で当社は利用契約を解約します。解約に際し、相続人への通知を省略できるものとします。

2. 前項に係る取扱いを依頼する際は、相続人代表者は相続人全員の同意を得た相続時利用継続に係る所定の書面（相続時利用継続届等）に利用者死亡を証する書面、相続人確認用書面、印鑑証明書、その他当社が指定する書面を添付し、当社に提出するものとします。当社は、相続時利用継続に係る手続き完了次第、相続人代表者に当社所定の書面にて通知します。

3. 相続時利用継続に際して、相続人代表者による「りそなビジネスダイレクト」の契約は必須としません。「りそなビジネスダイレクト」の契約がない場合、各種記録請求等は所定の書面を当社に提出し行うこととし、当社は当該電子記録請求結果を当社所定の方法で通知します。なお、各種記録請求等を行う都度、当社所定の手数料を支払うものとします。

第20条（法人承継）

1. 会社合併、会社分割により、利用契約の地位を承継する場合は、承継人が、当社所定の書面（利用者承継届等）に商業登記簿謄本、その他当社所定の承継事実を確認するための必要書面を添付し、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 当社は、届出を受け付けた際は、利用者要件の確認および当社所定の審査を行い、承継後の利用内容について制限できるものとします。承継人に当社所定の書面にて通知します。

第4章 電子記録通則

第21条（電子記録の請求・受付）

1. 利用者がでんさいネットに対し電子記録の請求をする場合、第9条の定めのとおり、「りそなビジネスダイレクト」を利用し、当社へ請求する方法により行うものとします。
2. 利用者は、記録請求を受けた当社およびでんさいネットが、その事務を処理するのに合理的な範囲で日時を要する場合がある点を了承したうえ、これにより損害が生じることがあっても責任追及ができないことを承諾するものとします。
3. 第22条第2項に定める特定記録機関変更記録の請求については、利用者が提携記録機関に行うこととします。
4. 第22条第2項に定める特定記録機関変更記録の請求に関する事項については、「でんさいネット業務規程」および提携記録機関の定めによるものとします。

第22条（他の記録機関との関係）

1. でんさいネット以外の電子債権記録機関のうち、でんさいネットとの間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関を提携記録機関といいます。
2. 提携記録機関の電子債権記録について、その電子記録を行う電子債権記録機関を、でんさいネットに変更する記録を「特定記録機関変更記録」といいます。
3. 提携記録機関の電子記録債権を特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱いすることができます。なお、でんさいネットの電子記録債権は、他の電子債権記録機関に移動することはできません。

第23条（電子記録の請求制限等）

1. 利用者は、当社に対して、次の各号に定める電子記録の請求を行うことができません。
 - (1) でんさいネットの休業日を記録日とする電子記録
 - (2) 信託の電子記録（信託の受託者としての利用）
 - (3) その他、「でんさいネット業務規程」および本規定に定める制限に違反する電子記録
2. 利用者から当社への請求は、本規定に定める業務時間内に限られるものとし、当社が特に認めた場合を除き、当該業務時間外の当社への請求は、受け付けられないものとします。
3. 利用者は、第11条に従い、電子記録の範囲を制限またはその解除ができるものとします。
4. 利用者は、「許可先」として指定した利用者（他金融機関の利用者を含む）以外からの、第25条以降で定める、発生記録請求、譲渡記録請求（譲渡記録に随伴する保証記録請求を含む）、単独の保証記録請求を拒否する機能（以下、「指定許可機能」といいます。）を利用することができます。指定許可機能の利用にあたっては、申込書面等にその旨を記載したうえで、利用者が「りそなビジネスダイレクト」にて「指定先」の登録を行うものとします。

第24条（電子記録の通知）

1. 第21条の電子記録の請求または官公署の嘱託に伴うでんさいネットの電子記録があった場合には、当該電子記録の内容について、当社を通じて利用者へ通知（電子メール等）するものとします。なお、電子メールにて通知する場合、「りそなビジネスダイレクト」に登録のある利用担当者のメールアドレスあてに行います。予約による記録請求の場合は、原則、当該記録請求した予約時点に登録のある利用担当者のメールアドレスあてに通知します。
2. 当社およびでんさいネットは、前項の通知を当社所定の方法により行った場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害について、当社またはでんさいネットに故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。
3. 利用者は、「りそなビジネスダイレクト」により、第25条以降で定める、発生記録・譲渡記録・分割記録について、でんさいネットが定める標準フォーマットを作成し、記録請求の種類ごとに複数の請求を一括して、でんさいネットに送信できる機能（以下、一括記録請求といいます。）を利用することができます。ただし、一括記録請求により送信したデータを一括して取り消すことはできません。
4. その他の取引内容の通知、確認等は「でんさいネット業務規程等」に従うものとします。

第5章 電子記録の請求および記録に関する事項

第25条（発生記録の請求）

利用者は、当社に対して、次の各号に定める発生記録の請求を行うことができません。

- (1) 「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求
- (2) 「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求

第26条（発生記録に関する手続）

1. 当社は、利用者が自らを債務者または債権者とするでんさいの発生記録の請求を受けるものとします。
2. 利用者は、発生記録を行おうとする日の午後3時までに、当社に対して、「りそなビジネスダイレクト」を利用して、発生記録に必要な情報を提供することにより、当社に発生記録の請求を行います。なお、当日付の記録請求のほか、記録請求日の翌銀行営業日から記録請求日の1ヶ月後応答日までの期間の日付を指定した予約による記録請求を可能とします。
3. 前項の規定によりでんさいネットにて発生記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および債務者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。
4. 発生記録請求の撤回について、以下の通りとします。
 - (1) 債務者請求方式の場合、債務者は発生記録請求を撤回することはできません。ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日が到来するまでは、債権者による譲渡の予約等、他の記録請求がなされた場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回をできるものとします。
 - (2) 債権者請求方式の場合、債権者は発生記録請求を撤回することはできません。ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日が到来するまでに、すでに債務者が発生に承諾または否認した場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回を可能とします。

5. 発生記録請求に異議のある場合の手続は、以下の通りとします。
- (1) 債務者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債権者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日（記録日を含め当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日）以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができるものとします。また、予約による発生記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、債権者が単独で予約を否認することができるものとします。
- (2) 債権者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債務者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、承諾依頼通知日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し否認する、もしくは回答をしないものとし、この場合、当該でんさいは発生しないものとします。また、予約による発生記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、すでに債務者が発生に承諾、または否認した場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回を可能とします。
6. 前項1号の削除する旨の変更記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該変更記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および債務者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。
- 第27条（譲渡記録・分割記録の請求）**
- 利用者は、当社に対して、次の各号に定める譲渡記録および分割記録の請求を行うことができません。なお、第28条において、譲渡記録請求に分割記録請求を含むものとします。
- (1) 「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求
(2) 「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求
(3) 保証記録の請求が伴わないもの、ただし、当社が特に認めた場合を除く
(4) 分割記録の場合、譲渡記録が伴わないもの
(5) 当社を譲受人とした直接の譲渡記録請求（分割記録請求を含む）、ただし、融資申込に伴う場合を除く
- 第28条（譲渡記録に関する手続）**
1. 当社は、利用者が自らを譲渡人とするでんさいの譲渡記録の請求を受けるものとします。なお、譲渡記録とともに保証記録の請求も行う必要があります。
2. 利用者は、譲渡記録を行おうとする日の午後3時までに、当社に対して、「りそなビジネスダイレクト」を利用して、譲渡記録に必要な情報を提供することにより、当社に譲渡記録の請求を行います。なお、当日付の記録請求のほか、記録請求日の翌銀行営業日から記録請求日の1ヶ月後応答日までの期間の日付を指定した予約による記録請求を可能とします。
3. 前項の規定によりでんさいネットにて譲渡記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき、当該でんさいの譲渡人および譲受人へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。

4. 謾渡記録請求を撤回することはできません。ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日が到来するまでは、他の記録請求がなされた場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回をできるものとします。
5. 利用者は、第3項の当該でんさいの譲受人として、当該通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日（記録日を含め当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日）以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができるものとします。また、予約による譺渡記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、譲受人が単独で予約を否認することができるものとします。
6. 前項の削除する旨の変更記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該変更記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの譺渡人および譲受人へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。

第29条（口座間送金決済以外の支払等記録の請求）

1. 利用者は当社に対して、次の各号に定める支払等記録の請求を行うことができません。
 - (1) 「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求
 - (2) 「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求
 - (3) 債権者の請求の場合、支払期日の2銀行営業日前から前日の請求
 - (4) 債務者または保証人等（以下、「支払者」といいます。）の請求の場合、支払期日の6銀行営業日前から前日の請求
2. 支払期日前における支払等記録請求は、支払者による全額弁済後に行うものとします。
3. 前項の保証人による支払等記録請求は、債務者の破産手続開始決定もしくは、その他当社が認めた場合に当社所定の方法で行うものとします。
4. 支払期日後における支払等記録請求は、債務者からの返済を除き全額返済後に行うものとします。
5. 利用者による支払等記録請求の際、当社は弁済の事実の確認義務はないものとします。
6. 強制執行等の記録がされた後の支払等記録請求に関しては、当社に所定の書面（支払等記録請求書等）を提出することで受付するものとします。
7. 第1項の第3号および第4号等の「でんさいネット業務規程」で定める、支払等記録請求を受付できない期間で、当事者間で決済を行った場合は、第44条に定める口座間送金決済の中止依頼を行う等、当事者間で必要措置を行うものとします。

第30条（口座間送金決済以外の支払等記録に関する手続）

1. 当社は、利用者が自らを債権者または支払者とするでんさいの支払等記録の請求を受けるものとします。なお、保証人の場合は、債務者の同意が必要となる場合があります。
2. 利用者は、支払等記録を行おうとする日の午後3時までに、当社に対して、「りそなビジネスダイレクト」を利用して、支払等記録に必要な情報を提供することにより、当社に支払等記録の請求を行います。
3. 前項の規定によりでんさいネットにて支払等記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および支払者へ、当該でんさいの内容につ

いて通知（電子メール等）を行います。

4. 支払者による支払等記録請求の場合、前項の通知を受領した債権者は、その通知の確認を行い、承諾する場合には（または異議ある場合には）、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を承諾する通知（または否認する通知）をすることができるものとします。なお、前記の期間内に承諾または否認のいずれの通知も行わなかった場合、否認の意思表示がなされたものとみなします（みなし否認）。
5. 前項の支払等記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該支払等記録を行った場合（または否認・みなし否認となった場合）、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および支払者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。

第31条（変更記録の請求）

利用者は、当社に対して、次の各号に定める変更記録の請求を行うことができません。

- (1) 「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求
- (2) 「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求、ただし当社に所定の書面を提出する必要がある場合を除く

第32条（変更記録に関する手続）

1. 変更記録の請求はでんさい上の債権者、債務者以外の利害関係人がいる場合、その全員の同意を得たうえで行うものとします。
2. 前項の変更記録を請求する場合には、利用者の代表者は変更する記録事項について、その変更内容を当社に所定の書面（変更記録請求書等）で提出するものとします。
3. でんさい上の利害関係人が債権者と債務者しかいない場合、「でんさいネット業務規程」に定める変更記録の請求を行う場合、当社は、利用者が自らを債権者または債務者とするでんさいの変更記録の請求を次項の方法にて受けるものとします。
4. 利用者は、変更記録を行おうとする日の午後3時までに、当社に対して、「りそなビジネスダイレクト」を利用して、変更記録に必要な情報（以下、「変更記録情報」といいます。）を提供することにより、当社に変更記録の請求を行います。
5. 前項の規定により変更等記録情報の提供を受けた当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき、当該でんさいの債務者または債権者へ当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。
6. 利用者は、当該でんさいの債権者（または債務者）として、前項の通知を受領した場合は、その通知の確認を行い、承諾する場合には（または異議ある場合には）、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を承諾する通知（または否認する通知）をすることができるものとします。なお、前記の期間内に承諾または否認のいずれの通知も行わなかった場合、否認の意思表示がなされたものとみなします（みなし否認）。
7. 第2項および第4項の変更記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該変更記録を行った場合（または否認・みなし否認となった場合）、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および債務者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。また、変更記録請求の内容が記録の制限に抵触する等の理由によ

り、変更記録を行うことができなかった場合には、その旨を通知します。

第33条（保証記録の請求）

利用者は、当社に対して、次の各号に定める保証記録の請求を行うことができません。

(1) 「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求

(2) 「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求

第34条（保証記録に関する手続）

1. 当社は、利用者が自らを債権者とするでんさいの保証記録の請求を受けるものとします。

また、保証記録の請求にあたり、当該でんさいの債務者の同意は不要です。なお、譲渡記録とともにを行う保証記録の請求手続については、第27条および第28条の規定に従うものとします。

2. 利用者は、保証記録を行おうとする日の午後3時までに、当社に対して、「りそなビジネスダイレクト」を利用して、保証記録に必要な情報（以下、「保証記録情報」といいます。）を提供することにより、当社に保証記録の請求を行います。なお、保証記録請求を撤回することはできません。

3. 前項の規定により保証記録情報の提供を受けた当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき、当該でんさいの保証人へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。

4. 利用者は、当該でんさいの保証人として、前項の通知を受領した場合は、その通知の確認を行い、承諾する場合には（または異議ある場合には）、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を承諾する通知（または否認する通知）をすることができるものとします。なお、前記の期間内に承諾または否認のいずれの通知も行なわなかった場合、否認の意思表示がなされたものとみなします（みなし否認）。

5. 前項の保証記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該保証記録を行った場合（または否認・みなし否認となった場合）、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および保証人（または否認の意思判断をした利用者）へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。

第35条（強制執行等に伴う電子記録）

1. でんさいネットは、「でんさいネット業務規程」に定める「強制執行等」が、利用者のでんさいにあった場合、該当書面に従い、遅滞なく、強制執行等の電子記録を行います。

2. 前項以後は、原則として、前項の電子記録に反する電子記録（口座間送金決済等）は中止されます。

第36条（電子記録の訂正および回復）

1. でんさいネットは、提供された情報の内容と異なる記録がされている等（詳細は「でんさいネット業務規程」を参照）の事由が発生した場合、法に従い、記録の訂正・回復を行います。ただし、電子記録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限ります。

2. 当社は、前項に規定する事由等があったことを知った場合は、直ちに、利用者および利害関係人全員へその旨連絡します。また、利用者は、自己の請求に係る電子記録について、前項に規定する事由等があることを知った場合は、直ちに当社に届け出るものとします。

3. 第1項の記録・訂正を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき、または自ら当該でんさいの利用者へ、訂正・回復した内容について通知（書面等）を行います。

第37条（特定記録機関変更記録の請求）

利用者は「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている特定記録機関変更記録の請求を行うことはできません。

第38条（特定記録機関変更記録に関する手続）

特定記録機関変更記録の請求は、利用者が、「でんさいネット業務規程等」および提携記録機関の定める方法により、提携記録機関に対して行います。でんさいネットは提携記録機関から特定記録機関変更記録に係る通知を受け、特定記録機関変更記録を記録します。

第6章 融資

第39条（融資申込）

1. でんさいの割引および譲渡担保差入の申込（以下、総称して「融資申込」といいます。）にあたっては、「りそなビジネスダイレクト」の融資画面を利用して行うものとし、割引申込書および担保申込書の提出は不要とします。
2. 利用者は、当社所定の期間の範囲内で、融資希望日の前銀行営業日の所定の時間までに融資申込を行うものとします。
3. 以下の各号に該当するでんさいについては、融資申込の受付は行わないものとします。
 - (1) 融資申込希望日から支払期日までの日数が、審査期間を考慮したうえで、「でんさいネット業務規程」に定める譲渡記録請求可能日に満たないでんさい
 - (2) 当社以外の金融機関を窓口金融機関とするでんさい
 - (3) 強制執行等の記録があり、当社への譲渡ができないでんさい

第40条（融資審査）

1. 当社は、利用者から融資申込をうける都度、当社所定の審査を行い、当該申込を謝絶する場合があります。審査結果については当社所定の方法にて都度通知します。
2. 利用者は、当社での審査の状況、その他やむを得ない事情等により、希望日に融資がないことがあることにつき、同意します。希望日より融資が遅延または融資されなかったことにより損害等が生じても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
3. 当社が融資申込を承認した際は、当該でんさいを当社に譲渡するものとします。当社への譲渡記録請求に係る手続きは当社で行いますので、利用者は、融資申込後は当社の同意なくして、融資申込の対象債権の変更はできないものとします。

第41条（買戻・担保解除）

1. 割引したでんさいの利用者による買戻、譲渡担保を解除する際は、当該でんさいを利用者に譲渡します。なお、当社が譲渡する際は当社を保証人とする保証記録請求は行いません。
2. 利用者に譲渡できない場合は、特段の事象があると当社が認めた場合を除き、買戻および譲渡担保解除の依頼を受付しません。

第7章 でんさいの決済

第42条（決済情報の受領）

当社は、債務者の窓口金融機関として、でんさいの支払期日の2銀行営業日前に、でんさいネットから決済情報（決済実施日、債務者の利用者番号、債権金額等）を取得します。

第43条（口座間送金決済）

1. 当社は、前条でのんさいの債務者の決済口座から支払期日付けで債権金額全額の資金の引き落としを行い、支払期日当日に、当該でんさいごとに（支払期日が同日のでんさいがあつたとしても、合算での引落としません。）、債権金額全額を債権者の決済口座に振込みます。なお、当該でんさいが分割記録されていた場合、分割記録前の債権金額にて債務者の決済口座より引落とします。
2. 前条の決済情報の取得以降に、債務者の決済口座が次の各号に定める事由により変更された場合は、変更後の決済口座に読み替えて口座間送金決済の処理を行います。
 - (1) 当社の店舗統廃合により、決済口座の情報に変更があった場合等、決済口座の同一性が認められる場合
 - (2) 利用者からの口座変更の届出により、決済口座を変更し、かつ変更前の決済口座が解約されている場合
 - (3) 利用者からの申出により、決済口座が他人名義の口座に変更となった場合
 - (4) 「でんさいネット業務規程」に定める事項
3. 当社は、第1項の債務者の決済口座からの債権金額の引き落としの際、同日に複数のでんさいの引落としましたはでんさい以外の引落としがある場合の資金を引落とす順序、ならびに決済口座からの引落としが決済金額合計に満たない場合にそのいずれかを決済するかは、当社任意とします。
4. 口座間送金決済の資金は、でんさいの支払期日の前銀行営業日までに当社の決済口座に入金するものとします。また、残高不足の場合には、口座間送金決済を中止させていただく場合があります。その際の取り扱いについては、第8章のとおりとなります。
5. 口座間送金決済は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしにご指定の決済口座から自動的に引き落とします。
6. 債権者側の決済口座が「入金口座なし等」の事由により債権者側の窓口金融機関より決済資金が返却された場合には、事由の如何にかかわらず、債務者の決済口座へ決済資金を返金します。この場合は、組戻手数料等の手数料は発生しません。
7. 債務者側の窓口金融機関より受信した口座間送金決済電文内容（以下、「電文」といいます。）に合致する債権者の決済口座が存在しない場合、第8項に規定する場合を除き、債務者側の窓口金融機関に確認することなく、決済資金を債務者側の窓口金融機関に返却します。
8. 前項の電文で指定された債権者の決済口座が次の各号に定める事由により変更された場合は、変更後の決済口座に読み替えて口座間送金決済の処理を行います。
 - (1) 当社の店舗統廃合により、決済口座の情報に変更があった場合等、決済口座の同一性が認められる場合
 - (2) 利用者からの口座変更の届出により、決済口座を変更し、かつ変更前の決済口座が解

約されている場合

(3) 利用者からの申出により、決済口座が他人名義の口座に変更となった場合

(4) 「でんさいネット業務規程」に定める事項

第44条（口座間送金決済の中止）

- 利用者は、口座間送金決済の中止を行う場合、当社所定の書面（口座間送金決済中止依頼書等）にて申出るものとします。しかし、該当でんさいの債務者として、口座間送金決済の中止を申出る場合は、債権者の同意が必要となる場合があります。
- 前項の申出は、該当でんさいの支払期日の前銀行営業日の所定の時間までとなります。また、本手続に関しては、申出を行った利用者（債権者または債務者）が当社所定の手数料を支払うものとします。
- 第1項の申出に伴い、当社にて口座間送金決済の中止の手続きを行うものとします。しかし、口座間送金決済の中止ができない場合もありますので、予めご了承ください。
- 利用者からの口座間送金決済の中止依頼がなくとも、でんさいネットより強制執行等の記録を行った旨の連絡を受けた等、「でんさいネット業務規程」に定められた事由により、口座間送金決済を中止する場合があります。

第8章 でんさいの支払不能処分制度

第45条（支払不能事由）

- 当社は、債務者としての利用者が、決済情報が提供されたでんさいについて、口座間送金決済を行うことができなかった場合、その事由に応じて、直ちにでんさいネットに対し次項に定める支払不能事由を通知します。
- 前項の事由は、次の各号に定めるものであり、支払不能事由詳細は、「でんさいネット業務規程」に記載のあるとおりです。

(1) 第0号支払不能事由

- ・債務者の信用に関する事由（債権者口座なし等）
- ・支払不能処分を課すことが不適当な事由（破産法の財産保全処分等を受けている場合等）

(2) 第1号支払不能事由

- ・債務者の信用に関する事由（資金不足、債務者口座なし）

(3) 第2号支払不能事由

- ・第0号支払不能事由および第1号支払不能事由のいずれにも該当しない事由

- 当社の責めに帰すべき事由で次の各号が発生した場合、債務者へその取消または訂正の内容について通知（書面等）を行います。

(1) 口座間送金決済を実施したにもかかわらず、でんさいネットへ支払不能事由を通知した場合

(2) でんさいネットへ通知した支払不能事由に誤りがあった場合

第46条（支払不能登録の確定通知等）

- 支払不能事由の通知に伴い（他金融機関の支払不能事由の通知を含む）、当該でんさいの支払期日の3営業日後に、でんさいネットにて支払不能登録が確定した場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者および債権者へ、その内容につ

いて通知（電子メール等）を行います。

2. でんさいネットは、支払不能処分の対象となる支払不能でんさいについて、支払不能情報を支払不能通知または取引停止通知により参加金融機関あてに通知します。

第47条（取引停止処分）

1. 支払不能通知の対象となった支払不能でんさいの債務者について、当該支払不能でんさいの支払期日から起算して6ヶ月以内の日を支払期日とする他のでんさいについて、支払不能処分の対象となる2回目の支払不能登録が確定した場合、当該債務者は、当該2回目のでんさいの支払期日の3銀行営業日後の日において取引停止処分に付されます。
2. 前項の取引停止処分に付された場合、次の各号が適用されるものとします。
 - (1) 前項の2回目の支払不能登録の確定に係るでんさいの支払期日から起算して2年間、貸出取引を停止します。ただし、当社の債権保全のための貸出取引の場合はこの限りではありません。
 - (2) 第14条に定める債務者利用停止措置が適用されます。

第48条（支払不能に関する異議申立、不正作出以外）

1. 債務者が、不正作出以外の第2号支払不能事由を理由として口座間送金決済の中止を申出する場合、当社に所定の書面（異議申立書等）を提出することにより、支払不能処分適用に対する異議申立を行うことができるものとします。
2. 前項の異議申立は、原則支払期日の前銀行営業日の所定の時間までとします。
ただし、当社にて口座間送金決済が未済の場合、当社と協議のうえ、支払期日当日に異議申立を受け付けることができる場合もあります。
3. 債務者は、支払期日当日の所定の時間までに、当該支払不能でんさいの債権金額と同額の金銭（以下、「異議申立預託金」といいます。）を当社あてに預け入れる必要があります。
尚、支払期日当日中に異議申立預託金の預け入れがない場合、でんさいネットは当該支払不能でんさいを支払不能処分の対象とします。
4. 異議申立に伴い（当社が、他金融機関経由の異議申立に伴う当該でんさいの債権者の窓口金融機関としての立場の場合も含む）、当該でんさいの異議申立登録がでんさいネットにて確定した場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者または債権者へ、その内容について通知（書面等）を行います。

第49条（支払不能に関する異議申立、不正作出）

1. 債務者が、電子記録の不正作出（以下、不正作出という。）を理由として口座間送金決済の中止を申出する場合、当社に所定の書面（異議申立書等）を提出することにより、支払不能処分適用に対する異議申立および異議申立預託金の免除請求を行うことができるものとします。
2. 前項の異議申立は、原則支払期日の前銀行営業日の所定の時間までとします。
ただし、当社にて口座間送金決済が未済の場合、当社と協議のうえ、支払期日当日に異議申立を受け付けることができる場合もあります。
3. 異議申立に伴い（当社が、他金融機関経由の異議申立に伴う当該でんさいの債権者の窓口金融機関としての立場の場合も含む）、当該でんさいの異議申立登録がでんさいネットにて確定した場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者または債権者へ、その内容について通知（書面等）を行います。

4. 当社またはでんさいネットの内部調査の結果、いずれかに不正作出の原因がある場合には、当社にてでんさいネットへ電子記録の訂正の依頼を行うか、またはでんさいネットにて利害関係人の承諾を得て、電子記録の訂正を行います。
5. 前項の場合、でんさいネットにて異議申立預託金の預け入れの免除決定を行います。その後に当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者へ、その内容について通知（書面等）を行います。

第50条（支払不能に関する異議申立、でんさい事故調査会）

1. 前条第4項記載の内部調査の結果、当社またはでんさいネットに不正作出の原因がない場合、でんさい事故調査会をでんさいネットにて開催し、かかる調査結果が正しいかを、改めて調査を行います。尚、当社は、でんさい事故調査会の審議に必要とする場合には、異議申立を行った債務者へ必要な書面の提出を求めることができ、債務者は全面的に協力するものとします。
2. 前項の調査結果を、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者へ通知（書面等）します。
3. 第1項の調査の結果、当社またはでんさいネットに不正作出の原因がある場合は、前条第4項および第5項に従うものとします。
- 4、第1項の調査の結果、不正作出の原因が債務者にあるとの結論にいたった場合、当社は債務者へ次の各号を依頼します。
 - (1) 当該不正作出について、告訴・告発等を行うこと
 - (2) 告訴状の写しを当社に提出すること

ただし、警察署において告訴状の提出を要しないとされた場合は、警察署への被害届写しおよび同受理証明書の写しとします。
5. 前項を踏まえ、債務者が当該でんさいの不正作出について告訴・告発等を行っているかを確認するために、再度、でんさい事故調査会を開催します。
6. 前項の調査結果を、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者へ通知（書面等）します。
7. 第5項の調査の結果、異議申立預託金の預け入れを免除する場合は、第6項にてその旨通知します。
8. 第5項の調査の結果、異議申立預託金の預け入れを免除しない場合には、第6項にて債務者へ次の各号を通知します。
 - (1) でんさい事故調査会の最終調査日から2銀行営業日後の所定の時間までに異議申立預託金の預け入れが必要な旨
 - (2) 異議申立預託金の預け入れがない場合は、支払不能処分の対象となる旨
9. 前項の異議申立預託金の預け入れがあった場合、でんさいネットにて不正作出を理由とした異議申立登録から、通常の異議申立登録への変更確定後、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者へ、その内容について通知（書面等）を行います。
10. 第8項の異議申立預託金の預け入れがなかった場合（当社が、他金融機関経由の異議申立に伴う当該でんさいの債権者の窓口金融機関としての立場の場合も含む）、でんさいネットにて異議申立の取下処理確定後に、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさい

の債務者または債権者へ、その内容について通知（書面等）を行います。尚、でんさいネットは、当該支払不能でんさいを支払不能処分の対象とします。

第51条（異議申立手続の終了および異議申立預託金の返還）

1. 利用者は、次の第1号で定める異議申立手続終了事由が生じ、かつ第2号で定める異議申立預託金の返還許可の申立ができる者の場合、第48条、第50条の異議申立手続の終了を申出て、でんさいネットに対し、異議申立預託金の返還許可を請求できるものとします。
 - (1) 「でんさいネット業務規程」で定める、異議申立の手続を終了する事由が発生
 - (2) 「でんさいネット業務規程」で定める、異議申立預託金の返還許可の請求ができる者
2. 利用者は、前項の異議申立手続終了の申出および異議申立預託金の返還許可を請求する場合、当社所定の書面（異議申立手続終了届兼異議申立預託金返還許可請求書等）にて請求できるものとします。また、異議申立手続終了事由に応じ添付が必要となる資料は、「でんさいネット業務規程」に従うものとします。
3. 当社は、前項に伴い、でんさいネットにて異議申立預託金の返還許可があった場合、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者へ、その内容について通知（書面等）し、異議申立預託金を債務者の決済口座へ入金します。ただし、第1項第2号の異議申立預託金の返還許可の請求ができる者が、当該でんさいの債権者である場合は、債権者に対して、異議申立預託金の返還が許可された旨を通知します。
4. 債務者は、第1項の定めにかかわらず、第48条により預け入れた異議申立預託金について、不正作出を理由として、当社所定の書面（異議申立預託金返還許可請求書等）にて異議申立預託金の返還許可を請求できるものとし、この場合、次項以降のとおり定めるものとします。
5. 当社またはでんさいネットの内部調査の結果、いずれかに不正作出の原因がある場合には、当社にてでんさいネットへ電子記録の訂正の依頼を行うか、またはでんさいネットにて利害関係人の承諾を得て、電子記録の訂正を行います。
6. 当社は、前項に伴い、でんさいネットにて異議申立預託金の返還許可後、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者へ、その内容について通知（書面等）し、異議申立預託金を債務者の決済口座へ入金します。
7. 第5項記載の内部調査の結果、当社またはでんさいネットに不正作出の原因がない場合、でんさい事故調査会をでんさいネットにて開催し、かかる調査結果が正しいかを、改めて調査を行います。尚、当社は、でんさい事故調査会の審議に必要とする場合には、異議申立を行った債務者へ必要な書面の提出を求めることができ、債務者は全面的に協力するものとします。
8. 前項の調査結果を、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者へ通知（書面等）します。
9. 第7項の調査の結果、当社またはでんさいネットに不正作出の原因がある場合は、第5項および第6項に従うものとします。
10. 第7項の調査の結果、不正作出の原因が債務者にあるとの結論にいたった場合、当社は債務者へ次の各号を依頼します。
 - (1) 当該不正作出について、告訴・告発等を行うこと
 - (2) 告訴状の写しを当社に提出すること

ただし、警察署において告訴状の提出を要しないとされた場合は、警察署への被害届写しおよび同受理証明書の写しとします。

11. 前項を踏まえ、債務者が当該でんさいの不正作出について告訴・告発等を行っているかを確認するために、再度、でんさい事故調査会を開催します。
12. 前項の調査結果を、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者へ通知（書面等）します。
13. 当社は、前項にて異議申立預託金の返還許可があった場合、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき、異議申立預託金を債務者の決済口座へ入金します。

第52条（支払不能処分調査請求）

1. 支払不能でんさいの債権者は、「でんさいネット業務規程」の要件を満たしている場合、支払不能処分調査請求を行うことができるものとします。
2. 当該債権者は、前項の支払不能処分調査請求を請求する場合、当社所定の書面（支払不能処分調査請求書）にて請求できるものとします。また、添付が必要となる資料は、「でんさいネット業務規程」に従うものとします。
3. 前項を踏まえ、でんさい事故調査会をでんさいネットにて開催し、請求に正当な理由があるかの調査を行います。尚、当社は、でんさい事故調査会の審議に必要とする場合には、支払不能処分調査請求を行った債権者へ必要な書面の提出を求めることができるものとします。
4. 前項の調査結果を（当社が、他金融機関経由の支払不能処分調査請求に伴う当該でんさいの債務者の窓口金融機関としての立場の場合も）、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者または債務者へ通知（書面等）します。

第53条（支払不能通知および取引停止処分の解除）

1. 当社は、支払不能処分を受けている債務者が著しく信用を回復した等、「でんさいネット業務規程」の要件を満たしている場合、当該債務者の支払不能処分を解除するようにでんさいネットへ請求を行うことができるものとします。
2. 前項を踏まえ、でんさい事故調査会をでんさいネットにて開催し、取引停止処分の解除に相当な理由があるかの調査を行います。
3. 前項の調査結果、取引停止処分の解除が行われた場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき債権者へ、その内容について通知（書面等）を行います。

第54条（不正作出の場合の支払不能通知または取引停止処分の取消し）

1. 債務者は、「でんさいネット業務規程」の要件を満たしている場合、支払不能通知または取引停止処分の取消しをするよう、当社を通じでんさいネットへ申出することができます。
2. 前項の申出は、不正作出を証する資料を添付した書面により行わなければなりません。
3. 当社またはでんさいネットの内部調査の結果、いずれかに不正作出の原因がある場合には、当社にて、でんさいネットへ電子記録の訂正および、支払不能通知または取引停止処分の取消し依頼を行うか、またはでんさいネットにて利害関係人の承諾を得て、電子記録の訂正を行うとともに、支払不能通知または取引停止処分の取消しを行います。
4. 前項に伴い、でんさいネットにて、電子記録の訂正、支払不能通知または取引停止処分の取消しを行った後に当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者へ、その内容について通知（書面等）を行います。

5. 第3項の内部調査の結果、当社またはでんさいネットに不正作出の原因がない場合、でんさい事故調査会をでんさいネットにて開催し、かかる調査結果が正しいかを、改めて調査を行います。
6. 第5項の調査結果を、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者へ通知（書面等）します。
7. 第5項の調査の結果、当社またはでんさいネットに不正作出の原因がある場合は、第3項および第4項に従うものとします。
8. 第5項の調査の結果、不正作出の原因が債務者にあるとの結論にいたった場合、当社は債務者へ次の各号を依頼します。
 - (1) 当該不正作出について、告訴・告発等を行うこと
 - (2) 告訴状の写しを当社に提出すること

ただし、警察署において告訴状の提出を要しないとされた場合は、警察署への被害届写しおよび同受理証明書の写しとします。
9. 前項を踏まえ、債務者が当該でんさいの不正作出について告訴・告発等を行っているかを確認するために、再度、でんさい事故調査会を開催します。
10. 前項の調査結果を、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債務者へ、通知（書面等）します。
11. 第9項の調査の結果、告訴・告発等を行っていた場合、でんさいネットは、支払不能通知または取引停止処分の取消しを行います。

第9章 電子記録の記録事項等の開示

第55条（開示請求）

1. 記録事項および提供情報の開示は、利用者自ら「りそなビジネスダイレクト」を利用して、第4条で定めるサービス利用時間内に開示に必要な情報を提供することにより、行うものとします。その後、当社は、遅滞なく、でんさいネットの提供情報に基づいた開示結果を利用者の「りそなビジネスダイレクト」の画面上に交付します。
2. 前項の規定にかかわらず、「でんさいネット業務規程」で定める、特例開示およびでんさいに係る記録事項の全部開示（ただし、譲渡記録は最新の記録のみを開示する）の請求は、当社に所定の書面（特例開示請求書等）を提出することで受付するものとします。なお、でんさいネット等より別途資料提出を求められた場合等は、利用者は協力するものとします。
3. 利用契約を解約もしくは解除された元利用者（当社を窓口金融機関としていた者に限ります）は、開示の請求を行う場合、当社に所定の書面（特例開示請求書等）を提出することで受付するものとします。
4. 当社は開示請求の理由を確認せずに請求を受付するため、開示請求により、万一、利用者（元利用者含む）ならびに当該でんさいの利害関係人等につき損害、係争等が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。
5. 第2項および第3項の規定によりでんさいネットにて開示を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの提供情報に基づいた開示結果を利用者へ書面にて交付します。また、依頼の都度、当初所定の手数料を支払うこととします。

第56条（支払不能情報の本人開示）

- 利用者は、「でんさいネット業務規程」で定める、支払不能通知または取引停止通知の有無および通知されたその内容の開示を次項以降に定める手続にて行うものとします。
- 利用者は、開示内容を当社に所定の画面（支払不能情報照会書等）で提出するものとします。
- 前項の規定によりでんさいネットにて開示を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの提供情報に基づいた開示結果を利用者へ書面にて交付します。

第10章 手数料

第57条（利用手数料）

- 本サービスの利用にあたっては、当社所定の手数料を支払うものとします。本サービスに係る手数料の種類、金額等は、当社ホームページ等へ掲載するものとします。
- 当社は、手数料を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。また、本サービスに係る手数料について、利用者に事前に通知することなく、新設する場合があります。この場合、当社ホームページ等、当社所定の方法で通知するものとします。
- 手数料は、当社所定の振替日に普通預金規定・総合口座取引規定、貯蓄預金規定、当座預金規定、カードローン取引規定等に関わらず、預金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出なしに指定預金口座から自動的に引き落とします。

第58条（その他）

- 前条の手数料の他、本サービスに関して当社窓口を通じて各種依頼、届出等を行った場合は、当該依頼の都度、当社窓口で当社所定の手数料を支払うものとします。
- 利用者は、本サービスを解約または解除後であっても、本サービスに係る未払手数料は、本サービスの利用申込時に指定した預金口座振替の方法もしくは別途当社が指定する方法により支払うものとします。

第11章 情報管理

第59条（りそなグループ内での契約情報の共有とその範囲）

本サービスを利用する際に登録された利用者情報は、りそなグループ（（株）りそなホールディングスを銀行持株会社とするグループ。以下、「グループ」といいます。）として利用者へ提供するサービスの一層の向上をはかり、また、（株）りそなホールディングスによるグループ各行の経営管理の下でグループ各行の統合再編成を円滑に進めることを目的に、グループ内で共有されます。

また、今後新たにグループに銀行が参加する等して、グループが再編成された場合には、再編成後のグループ内においても、上記と同様に利用者情報は共有されます。

第12章 その他

第60条（免責事項等）

- 当社および金融機関の共同システムの運営体等が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、発生した次の各号の損害について、当社は責任を負いません。なお、当社からの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断し得る場合には、速やかにお取引店等に受付の有無等をご確認ください。
 - システム、パソコン、携帯電話等の端末並びに通信回線等の障害により、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害

- (2) 通信経路において盗聴などがなされたことにより、パスワード等が漏洩したために生じた損害
2. システムの変更・災害等の不可抗力、裁判等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当社に責がある場合を除き、当社は責任を負いません。
3. 本サービスの提供にあたり、当社が当社所定の本人確認手段に従って本人確認を行なったうえで送信者を利用者とみなして取扱いを行なった場合、ソフトウェア、端末、パスワード等につき偽造、変造、盜用または不正利用、その他の事故があつても、そのために生じた損害について、当社は責任を負いません。
4. 利用者は、ソフトウェア、端末、パスワード等を第三者に不正利用されないよう厳重に管理するものとします。また、ソフトウェア、端末、パスワード等の異常に基づくエラー、盗難等の事故またはパスワード等が漏洩したおそれがある場合には、当社所定の時間内に当社に電話にて届け出るものとします。届出の受付により、当社は本サービスの利用を停止します。
5. 利用者は、本サービスの利用にあたり利用者自身が所有管理する端末等を利用し、通信環境については利用者の責任において確保するものとします。当社は、本規定により端末等が正常に稼動することを保証するものではありません。端末等が正常に稼動しなかったために取引ができなかったことにより取引が成立しない、または、成立した場合、それにより生じた損害について当社は責任を負いません。なお、利用者は、本サービスの利用にあたり、当社のシステムまたは本サービスに支障を与えないものとします。
6. 当社が本規定に基づいて利用者から提出された書面に使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行なった場合は、それらの書面につき偽造、変造、盜用、その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
7. 利用者が当社による本サービスの業務に関して損害を受けることがあつても、当社に故意または重大な過失が認められる場合を除き、そのために利用者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

第61条（規定の変更）

- 当社は、必要がある場合、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規定の内容および利用方法を変更することができるものとします。この場合、当社のホームページ等、当社所定の方法で通知するものとします。
- 当社は、前項の通知で指定した日（以下、「変更日」といいます。）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に利用者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、利用者は本サービスを利用する際には、当社のホームページ等の利用規定をご確認のうえご利用ください。

第62条（サービスの追加）

- 本サービスに今後追加されるサービスについて、利用者は、新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当社が指定する一部サービスについてはこの限りではありません。
- サービス追加時には本規定を追加・変更する場合があります。

第63条（移管）

お申込口座が店舗の統廃合等、銀行都合で移管する場合、原則として本規定に基づく契約は新しい取引店に移されます。ただし、利用者に連絡のうえ個別の対応とさせていただく場合もありますのでご了承ください。

第64条（契約期間）

本規定に基づく契約期間は「お知らせ」に記載した、お取扱開始日から記載して1年間とし、利用者または当社から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第65条（通知手段）

利用者は、当社からの通知・確認・ご案内等の手段として、当社ホームページへの掲示、電子メール等が利用されることに同意するものとします。

第66条（リスクの承諾）

利用者は、マニュアル、パンフレット、ホームページ等に記載されている当社所定の通信の安全性のために採用しているセキュリティ手段、盗聴等の不正利用等のリスク対策および本人確認手段について理解し、リスクの内容の承諾を行ったうえで本サービスの利用を行うものとし、これらの処置に関わらず盗聴等の不正利用により利用者が損害を受けた場合、当社は責任を負いません。

第67条（利用者による情報等の取扱い）

1. 本サービスを通じて提供される情報および各種資料の知的所有権は、当社または金融機関の共同システムの運営体が保有するものであり、利用者は当社が事前に承諾した場合（情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、当社を通じ当該第三者の承認を取得することを含む）を除き、利用者の自己使用以外の目的にこれを使用しないものとします。
2. 利用者は、当社が指定する情報について、当社が事前に承認した場合を除き、第三者に開示しないものとします。

第68条（著作権）

1. 本サービスにおいて、当社が提供する画面デザイン、ソフトウェア、その他の著作物の著作権は、当社または金融機関の共同システムの運営体に帰属するものとします。
2. 利用者は、本サービスを利用することにより得られる情報を、当社の承諾なしに、利用者の自己使用以外の目的にこれを使用しないものとします。

第69条（譲渡、質入禁止）

1. 利用者は、でんさいを質入することはできません。
2. 利用者は、本サービスの利用に関する一切の権利を第三者に譲渡し、または質入れすることはできません。

第70条（関係規定の適用・準用）

本規定に定めがない事項については、「でんさいネット業務規程」、「りそなビジネスダイレクト利用規定」および法、民法その他関連諸法令を適用または準用するものとします。

第71条（準拠法および合意簡潔）

本規定に基づく契約の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当社本店またはその取扱営業店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第72条（協議事項）

本規定の各条項に関し疑義が生じた場合、または本規定に定めのない事項で業務遂行上必要な細目については協議のうえこれを定めます。

以上

株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子記録債権法（平成19年法律第102号。以下「法」という。）第51条第1項の指定を受けた株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「当会社」という。）が行う電子記録債権に係る電子記録に関する業務（以下「電子債権記録業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 業務規程等 この規程および業務規程細則をいう。
- 二 銀行営業日 銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日を除く日をいう。
- 三 債権者 債権記録にでんさいの債権者として記録されている者をいう。
- 四 債権者利用限定特約 自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない旨約することをいう。
- 五 債務者 発生記録（当該発生記録の記録事項について変更記録がされている場合には、当該変更記録を含む。以下同じ。）に債務者として記録されている者をいう。
- 六 債務者利用停止措置 特定の利用者を債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録の請求を停止する措置をいう。
- 七 参加金融機関 当会社との間で電子債権記録業に係る業務委託契約を締結した金融機関をいう。
- 八 支払不能処分制度 当会社が運営する第47条の規定による通知および第48条の規定による通知に係る制度をいう。
- 九 支払不能でんさい 支払期日に口座間送金決済による支払がされなかった（支払期日の3銀行営業日前の日までに支払等記録がされた場合または強制執行等の記録がされた場合を除く。）でんさいをいう。
- 十 譲渡保証記録 債権者が譲渡記録の請求をする場合に併せて請求する保証記録であって、当該債権者が電子記録保証人となり発生記録における債務者の債務を主たる債務とするものをいう。
- 十一 相続人等 個人である利用者の死亡により、当該利用者の地位を承継した相続人その他一般承継人をいう。
- 十二 単独保証記録 譲渡保証記録以外の保証記録であって、発生記録における債務者の債務を主たる債務とするものをいう。
- 十三 でんさい 当会社が取り扱う電子記録債権をいう。
- 十四 でんさいネットシステム 当会社が直接運営および管理を行う電子債権記録業の実施に係るシステムとして業務規程細則で定める業務を行うコンピュータシステムをいう。
- 十五 取引時確認その他本人確認 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第6項に規定する取引時確認および当会社または窓口金融機関に対する確認をいう。

る請求または届出等について、当会社または窓口金融機関が定める方法で、請求または届出等をした者が本人であることを確認することをいう。

十六 取引停止処分 第48条の規定による通知に係る支払不能でんさいの債務者に対し、債務者利用停止措置をすることをいう。

十七 保証人等 でんさいについて民事上の保証債務を履行した民事上の保証人およびでんさいを被担保債権とする担保権が実行された場合における物上保証人をいう。

十八 保証利用限定特約 自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録（保証人等にあっては支払等記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない旨約することをいう。

十九 窓口金融機関 特定の利用者が利用契約を締結した場合において、当該利用契約の当事者である参加金融機関をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結している場合においては、各利用契約の当事者である参加金融機関をいう。

二十 利用契約 当会社を電子債権記録機関とするでんさいの利用に関する契約をいう。

二十一 利用者 当会社および窓口金融機関との間で利用契約を締結した者をいう。

二十二 利用者データベース 利用者の管理に当たって必要な利用者登録事項その他当会社所定の情報が記録されるデータベースをいう。

二十三 利用者登録 利用者に係る利用者登録事項を利用者データベースに記録することをいう。

二十四 利用者登録事項 利用者登録に当たって、利用者データベースに記録されるべき事項として業務規程細則で定める事項をいう。

二十五 利用者番号 当会社が、利用者を特定するために採番する番号をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結した場合であっても、利用者番号は一つとする。

二十六 提携記録機関 当会社との間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関をいう。

二十七 特定記録機関変更記録 提携記録機関を変更前電子債権記録機関、当会社を変更後電子債権記録機関とする記録機関変更記録をいう。

第2章 当会社の業務等

（当会社の業務の内容）

第3条 当会社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。

- 一 利用の申込をした者の取引時確認その他本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務
- 二 参加金融機関の審査および管理に関する業務
- 三 電子記録の請求および記録に関する業務
- 四 でんさいの口座間送金決済に関する業務
- 五 でんさいの支払不能処分制度に関する業務
- 六 電子記録の記録事項等の開示に関する業務
- 七 記録原簿および請求受付簿の管理に関する業務
- 八 前各号に掲げる業務に付随する業務

2 当会社は、法第58条第1項に規定する主務大臣の承認を受けて、前項各号に掲げる当会社の業務の一部を参加金融機関その他の者に委託することができる。

(当会社の遵守事項)

第4条 当会社および前条第2項の規定により当会社の業務の委託を受けた参加金融機関その他の者は、次に掲げる事項を遵守し、かつ、電子債権記録業を適切かつ確実に遂行する。

- 一 利用者の保護に欠けることのないように電子債権記録業を営むこと
- 二 特定の者に対し、不当な差別的取扱いをしないこと
- 三 業務規程等および取引に関するリスクその他利用者保護のために必要な情報を周知すること

(業務時間および営業日)

第5条 当会社の業務時間および営業日は、業務規程細則で定める。

(電子債権記録業の休止)

第6条 当会社は、法第71条に規定する主務大臣の認可を受けて、電子債権記録業の全部または一部を休止することができる。この場合において、当会社は、予め参加金融機関に対し、その旨通知するほか、公表する。

2 前項の通知を受けた参加金融機関は、その旨を公表しなければならない。

第3章 参加金融機関等

(業務委託契約)

第7条 当会社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第58条第1項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当会社の業務の一部（以下「参加金融機関業務」という。）を参加金融機関に委託して行う。

- 一 利用の申込をした者の取引時確認その他本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務
- 二 電子記録の請求および記録に関する業務
- 三 でんさいの口座間送金決済に関する業務
- 四 でんさいの支払不能処分制度に関する業務
- 五 電子記録の記録事項等の開示に関する業務

(業務委託契約の解除)

第8条 参加金融機関は、当会社に対し、業務委託契約の解除について申請することができる。この場合において、当該参加金融機関は、当会社の指示に従い、自らを窓口金融機関とする利用者の当会社の継続利用のため必要な措置を講じなければならない。

2 当会社は、参加金融機関が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、業務委託契約を解除することができる。この場合において、当該参加金融機関は、当会社の指示に従い、自らを窓口金融機関とする利用者の継続利用のため必要な措置を講じなければならない。

- 一 破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場合
- 二 法令その他当会社が指定する規則および当会社の指示に違反した場合
- 三 参加金融機関業務を確実に遂行することができる態勢にない場合または当該態勢が失われる見込まれる場合であって、改善の見込みがないと当会社が認めた場合
- 四 当会社もしくは他の参加金融機関または利用者の信用を著しく毀損する行為をしたと当

会社が認めた場合

五 当会社が前各号に準ずると認めた場合

(業務停止措置等)

第9条 当会社は、参加金融機関が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該参加金融機関に対し、参加金融機関業務の一部または全部の停止その他参加金融機関業務の改善に必要な措置（以下「業務停止措置等」という。）を指示することができる。この場合において、当該参加金融機関は、当会社の指示に従い、自らを窓口金融機関とする利用者の当会社の継続利用のため必要な措置を講じなければならない。

- 一 破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはそれらに準ずる倒産手続の申立を行った場合
- 二 法令または法令にもとづく行政官庁の処分に従ってその業務を停止する場合
- 三 参加金融機関業務の確実な遂行に支障が生じ、またはそのおそれがあると当会社が認めた場合

(業務委託契約の解除等に関する免責)

第10条 当会社は、第8条の規定による参加金融機関との間の業務委託契約の解除または前条の規定による業務停止措置等により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。

(提携の停止措置)

第10条の2 当会社は、特定記録機関変更記録の取扱いを停止することができる。

(提携の解除等に関する免責)

第10条の3 当会社は、提携記録機関との記録機関変更記録に係る提携契約の解除または前条の規定により特定記録機関変更記録の取扱いを停止することによって利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。

第4章 利用者

第1節 総則

(当会社の利用)

第11条 当会社の利用は、業務規程細則で定める場合を除き、利用者でなければすることができない。

- 2 利用者は、第28条第1項に規定する場合を除き、窓口金融機関が定めるところにより、当該窓口金融機関を通じて、当会社を利用しなければならない。
- 3 個人である利用者（保証人等を除く。）は、事業以外の目的で当会社を利用することができない。
- 4 利用者は、自らの判断と責任において当会社を利用するものとする。
- 5 利用者が第3項の規定に反して当会社を利用したことにより他の利用者、当会社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。

第2節 利用契約

(利用契約の締結要件)

第12条 利用者は、次に掲げる要件の全部を満たす者でなければならない。

- 一 法人、国および地方公共団体または消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第2項に規定する事業者である個人であること
- 二 日本国居住者であること
- 三 参加金融機関に業務規程細則で定める種別の決済用の預金口座または貯金口座を開設していること
- 四 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しない、および次のいずれかに該当しないこと
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 五 自らまたは第三者を利用して、過去に当会社または参加金融機関に次のいずれかに該当する行為をした者でないこと
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会社の信用を毀損し、または当会社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④までに掲げる行為に準ずる行為
- 六 第1号の事業者である個人である場合には行為能力を制限されていないこと
- 七 でんさいに係る債務の支払能力を有していること
- 2 債権者利用限定特約を締結する利用者は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第6号までに掲げる要件の全部を満たせば足りる。
- 3 保証利用限定特約を締結する利用者は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全部を満たせば足りる。
 - 一 第1項第2号から第6号までに掲げる要件の全部を満たすこと
 - 二 消費者契約法第2条第2項に規定する事業者に準ずる個人（事業のために電子記録保証人となろうとする者に限る。）または保証人等であること
 - 三 参加金融機関が認めた者であること
- 4 参加金融機関は、前三項に規定する要件に加えて、自らを窓口金融機関とする利用契約（債権者利用限定特約または保証利用限定特約を含む。）の締結要件を別に定めることができる。

(利用申込)

第13条 利用者になろうとする者は、参加金融機関が定めるところにより、業務規程等の内容

- を承認のうえ、参加金融機関に対し、利用の申込をしなければならない。
- 2 参加金融機関は、前項の申込を受け付けた場合には、所定の審査を行う。
 - 3 前項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知するものとする。
 - 4 利用契約は、前項の通知に記載された利用開始日に、その効力を生ずる。
 - 5 利用者（債権者利用限定特約または保証利用限定特約を締結した利用者を除く。）は、前項の利用契約の締結をもって、当会社および窓口金融機関の間で法第62条第1項に規定する口座間送金決済に関する契約を締結したものとする。
 - 6 参加金融機関は、第2項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結しないこととする場合には、申込者に対し、遅滞なく、その旨通知するものとする。
 - 7 参加金融機関は自らを窓口金融機関とする利用者になろうとする場合には、第1項の規定にかかわらず、当会社にその旨申込をしなければならない。この場合において、当会社は所定の審査を行う。

(債権者利用限定特約または保証利用限定特約の申込)

- 第14条** 利用者または利用者になろうとする者は、窓口金融機関（利用者になろうとする者の場合には、前条第1項の申込をした参加金融機関。以下本条において同じ。）が定めるところにより、窓口金融機関に対し、債権者利用限定特約または保証利用限定特約の申込をすることができる。
- 2 窓口金融機関は、前項の申込をした利用者または利用者になろうとする者について所定の審査を行い、債権者利用限定特約または保証利用限定特約を締結することができる。
 - 3 参加金融機関は、前二項の規定にかかわらず、保証利用限定特約を締結しないことができる。

(利用者による利用契約の解約)

- 第15条** 利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、窓口金融機関に対し、利用契約の解約の申出をすることができる。
- 2 前項の解約は、当会社が、解約の申出をした利用者を債務者もしくは電子記録保証人または債権者とするでんさいのうち、解約の対象となる利用契約に係るでんさいの全部が消滅したことを支払等記録等によって確認した時に、その効力を生ずる。

(当会社および窓口金融機関による利用契約の解除)

- 第16条** 当会社および窓口金融機関は、利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該利用者に係る利用契約を解除することができる。
- 一 破産手続またはそれに準ずる倒産手續が開始された場合
 - 二 死亡した場合
 - 三 決済用の預金口座または貯金口座が強制解約された場合
 - 四 第12条各項（第1項第7号に掲げる事由を除く。）に規定する要件を満たさなくなった場合
 - 五 公序良俗に違反する行為を行った場合
 - 六 当会社が、窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合

七 業務規程等に繰り返し違反しもしくは違反した状態が継続する等、当会社の運営を損なう行為があった場合

八 その他当会社または窓口金融機関が前各号に準ずると認めた場合

2 前項の解除は、窓口金融機関が、業務規程細則で定めるところにより、利用者に対し、通知する解除日に、その効力を生ずる。

(個人である利用者が死亡した場合の取扱い)

第17条 当会社および窓口金融機関は、利用者が死亡したことを知った場合には、当該利用者の名義による請求等を受け付けないものとする。

2 相続人等は、業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関に対し、自らが死亡した利用者の地位を承継した旨届け出た場合には、当会社に対し、第22条第1項第6号に定める電子記録の請求をすることができる。ただし、当会社および窓口金融機関が特に認めた場合は、この限りでない。

(債務者利用停止措置)

第18条 当会社または窓口金融機関は、利用者が次に掲げる事由に該当する場合には、当該利用者に対し、債務者利用停止措置をすることができる。

- 一 取引停止処分が科されたこと
 - 二 業務規程等に違反したこと
 - 三 窓口金融機関が特に必要と認めたこと
- 2 当会社および窓口金融機関は、前項第1号または第2号を事由とする債務者利用停止措置をした場合には、当該措置を受けた利用者が締結しているすべての利用契約について、債務者利用停止措置を適用する。
- 3 当会社および窓口金融機関は、債務者利用停止措置を受けた利用者について、業務規程細則で定める期間が経過した後、債権者利用限定特約を締結した利用者として取り扱うものとする。

第3節 利用者登録事項の変更

(利用者登録事項の変更)

第19条 利用者は、利用者登録事項に変更が生じた場合には、窓口金融機関が定めるところにより、遅滞なく、窓口金融機関に対し、変更の内容を届け出なければならない。ただし、業務規程細則で定める場合は、この限りでない。

2 窓口金融機関は、前項の届出を受け付けた場合には、遅滞なく、利用者データベースに記録されている利用者登録事項を変更するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、当該合併または会社分割により利用契約の地位を承継した者は、窓口金融機関が定めるところにより、遅滞なく、窓口金融機関に対し、利用契約の地位を承継した旨届け出なければならない。この場合において、利用契約の地位を承継した者は、承継した利用契約に係る取引停止処分その他第22条第1項各号に規定する電子記録の請求制限を承継したものとする。

4 窓口金融機関は、前項の届出を受け付けた場合には、利用契約の地位を承継した者について、第13条第2項に規定する審査に準じた審査をし、利用者データベースに記録されてい

る利用者登録事項を変更するものとする。

5 当会社は、前項の審査の結果、利用契約の地位を承継した者が、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める取扱いをするものとする。

一 第12条各項に規定する利用契約の締結要件を満たさない場合 当該利用契約の地位を承継した者が承継した利用契約について解除する。

二 債務者利用停止措置を受けている場合 当該利用契約の地位を承継した者が承継した利用契約についても債務者利用停止措置をする。

(破産手続開始決定等の届出)

第20条 利用者は、破産手続開始の決定その他業務規程細則で定める事由が生じた場合には、窗口金融機関が定めるところにより、遅滞なく、窗口金融機関に対し、その旨届け出なければならない。

第5章 電子記録通則

第1節 総則

(当会社が取り扱う電子記録)

第21条 当会社は、次に掲げる電子記録をする。

- 一 発生記録
- 二 譲渡記録
- 三 支払等記録
- 四 変更記録
- 五 保証記録
- 六 分割記録
- 七 信託の電子記録
- 八 強制執行等の記録
- 九 特定記録機関変更記録

2 当会社は、利用者のでんさいに係る債権の行使のために特に必要と認めた場合には、でんさいに係る債権の行使に必要な限度において電子記録に係る特別な取扱いをすることができる。

3 当会社は、質権設定記録および特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない。

(電子記録の請求制限等)

第22条 利用者は、本章および次章で定めるところにより、当会社に対し、前条第1項第1号から第7号までに掲げる電子記録の請求をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、利用者は当該各号に定める電子記録に限り請求することができるものとする。

- 一 債権者利用限定特約を締結している場合 自らを債務者とする発生記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録
- 二 保証利用限定特約を締結している場合であって第12条第3項第2号に規定する事業者に準ずる個人である場合 自らを電子記録保証人とする単独保証記録、支払等記録および変更記録
- 三 保証利用限定特約を締結している場合であって保証人等である場合 支払等記録および変更記録

- 四 利用契約の解約の申出をした場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録
- 五 第16条第1項各号に掲げる事由に該当した場合（同項第2号に掲げる事由を除く。）その他業務規程細則で定める事由に該当する場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録
- 六 個人である利用者が死亡し、当該利用者の地位を承継した相続人等から第17条第2項に規定する届出がされた場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録
- 七 会社更生法（平成14年法律第154号）にもとづく更生手続開始の決定がされた場合その他業務規程細則で定める事由に該当する場合 発生記録、譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録
- 八 債務者利用停止措置を受けた場合 自らを債務者とする発生記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録
- 九 業務規程細則で定めるところにより、自ら請求することのできる電子記録の範囲を制限する旨申し出た場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録
- 十 当会社が利用者の窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録
- 十一 利用契約において利用者が第30条第1項第9号および第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日の指定を行わない旨定めた場合 当該指定をしない電子記録
- 2 利用者が前項ただし書に反して請求をしたことにより他の利用者、当会社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。

第2節 電子記録の請求方式等

（電子記録の請求）

- 第23条** 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、第26条または第27条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。
- 2 前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。
- 3 特定記録機関変更記録の請求は、次章および提携記録機関が定めるところに従って提携記録機関に対して行わなければならない。

（電子記録の請求の受付）

- 第24条** 前条の電子記録の請求は、同条に規定する事項がでんさいネットシステムに提供された時に受け付けられたものとする。
- 2 当会社は、前条の電子記録の請求を受け付けた場合には、遅滞なく、請求受付簿に必要な事項を登録し、保存する。
- 3 当会社および窓口金融機関は、利用者の電子記録の請求にもとづき電子記録をする前に、当該利用者から当該請求と矛盾する別の電子記録の請求を受け付けた場合には、請求の優先

順位その他必要な事項を利用者に確認することができる。この場合において、当会社は、当該確認が終了するまで、前条の電子記録の請求の受付を留保することができる。

- 4 当会社は、電子記録の請求が法令において許容されない場合または他の電子記録と矛盾する内容である場合もしくは業務規程等で定める方式にもとづかずに行なわれた場合その他請求を受け付けないことに正当な事由がある場合には、当該請求を受け付けないものとする。

(当会社による電子記録および通知)

第25条 当会社は、第23条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の嘱託がされた場合には、遅滞なく（利用者が第30条第1項第9号または第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次章で定めるところにより記録原簿に記録する。

- 2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。）について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当会社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。

- 3 当会社および窓口金融機関は、前項の通知を窓口金融機関が定める方法によりした場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害については、当会社または窓口金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

(債務者から双方請求をする場合の取扱い)

第26条 次に掲げる電子記録の電子記録義務者は、当該電子記録の請求をする場合には、当会社に対し、自己の電子記録の請求に併せて当該電子記録の電子記録権利者の請求をしなければならない。

- 一 発生記録
- 二 譲渡記録
- 三 譲渡保証記録

- 2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日（電子記録の日から起算して当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日）まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。この場合において、電子記録権利者は、自己の変更記録の請求に併せて当該変更記録の対象となる電子記録の電子記録義務者の請求をしなければならない。

- 3 前項の期間において、第1項各号に掲げる電子記録に係る他の電子記録（第34条第1項各号に掲げる事項についての変更記録および訂正に係る電子記録を除く。）がされた場合には、前項の規定を適用しない。

- 4 第1項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に對し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、同項第1号または第2号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付

与する電子記録義務者を制限することができる。

- 5 第1項各号に掲げる電子記録の請求をした電子記録義務者は、当該電子記録に係る電子記録権利者に対し、第2項に規定する変更記録の請求をする権限を付与する。
- 6 電子記録権利者は、電子記録義務者が第1項の電子記録権利者の請求を復代理人にさせることに同意する。

(債権者から双方請求する場合の取扱い)

第27条 発生記録の電子記録権利者は、当該電子記録権利者および電子記録義務者の双方の窓口金融機関に対し、当会社が認めた場合であって、かつ当該電子記録権利者および当該電子記録義務者に対し、双方の窓口金融機関が認めた場合に限り、当会社に対し、当該発生記録の請求をすることができる。

- 2 単独保証記録の電子記録権利者は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。
- 3 電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。
- 4 前項の通知を受けた電子記録義務者は、当会社が当該通知を発した日から起算して5銀行営業日を経過する日まで、当会社に対し、当該通知に係る電子記録の請求をすることができる。
- 5 電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項および第2項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。

第3節 電子記録の請求に係る特則

(電子記録の請求の特則)

第28条 利用者は、当会社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当会社に対し、当会社が別途指定する方法により、第22条第1項第10号に定める電子記録に限り請求をすることができる。

- 2 当会社は、利用者が前項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。
- 3 当会社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。

(電子記録等の通知の特則)

第29条 当会社および窓口金融機関は、次に掲げる場合には、第25条第2項、第27条第3項および同条第5項に規定する通知その他業務規程細則で定める通知をしないことができる。

- 一 利用者から利用契約の解約の申出がされた場合

- 二 利用者が第16条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合

三 窓口金融機関が当会社から業務停止措置等を受けている場合

四 その他業務規程細則で定める場合

第6章 電子記録の請求および記録に関する事項

(発生記録)

第30条 発生記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。ただし、利用者が、銀行営業日以外の日を第2号の支払期日として提供した場合には、その翌銀行営業日を支払期日として提供したものとみなす。

- 一 債務者が一定の金額を支払う旨
 - 二 支払期日
 - 三 債権者の氏名または名称および住所
 - 四 債務者の氏名または名称および住所
 - 五 口座間送金決済により支払をする（第40条第2項第1号①および②に掲げる場合を除く。）旨
 - 六 債務者口座および債権者口座
 - 七 債務者または債権者が第12条第1項第1号に掲げる事業者である個人である場合には、その旨
 - 八 参加金融機関以外の者が債権者である場合において、譲受人を参加金融機関以外の者とする譲渡記録を制限する場合には、その旨
 - 九 電子記録の日を指定する場合には、その年月日
 - 十 その他業務規程細則で定める事項
- 2 利用者は、次に掲げる事項を内容とする発生記録の請求をすることができない。
- 一 業務規程細則で定める範囲外の金額を債権金額とする旨
 - 二 業務規程細則で定める期間外の日を支払期日とする旨
 - 三 債権者または債務者を2人以上とする旨
 - 四 支払方法を口座間送金決済以外の方法とする旨
 - 五 譲渡記録をすることができないこととし、または譲渡記録、分割記録もしくは保証記録について回数その他の制限をする旨（前項第8号に掲げる事項を除く。）
 - 六 法第16条第2項第2号から第8号まで、第10号、第11号、第13号、第14号および第16号に掲げる事項
 - 七 その他業務規程細則で定める事項
- 3 当会社は、利用者から発生記録の請求がされた場合には、遅滞なく（第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
- 一 第1項第1号から第8号までに掲げる事項
 - 二 記録番号
 - 三 電子記録の年月日
 - 四 法第16条第2項第15号の規定に関する定め
 - 五 その他業務規程細則で定める事項

(譲渡記録)

- 第31条** 譲渡記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。
- 一 当該譲渡記録がされることとなる債権記録の記録番号
 - 二 でんさいの譲渡をする旨
 - 三 譲渡人が電子記録義務者の相続人等である場合には、譲渡人の氏名および住所
 - 四 譲受人の氏名または名称および住所
 - 五 譲受人の決済用の預金口座または貯金口座
 - 六 譲渡人が第12条第1項第1号に掲げる事業者である個人である場合には、その旨
 - 七 電子記録の日を指定する場合には、その年月日
 - 八 その他業務規程細則で定める事項
- 2 電子記録義務者が、譲渡記録の請求をする場合には、譲渡保証記録の請求をしなければならない。ただし、当会社および窓口金融機関が認める場合で、かつ、譲受人となる利用者が譲渡人の保証を要しない場合は、この限りでない。
- 3 利用者は、次に掲げる事項を内容とする譲渡記録の請求をすることができない。
- 一 法第18条第2項第3号から第5号までに掲げる事項
 - 二 その他業務規程細則で定める事項
- 4 利用者は、次に掲げる場合には、譲渡記録の請求をすることができない。
- 一 電子記録の日が指定された譲渡記録が請求され、当該譲渡記録がされる前の場合
 - 二 債権金額の全部について支払等記録がされた場合
- 5 当会社は、利用者から譲渡記録の請求がされた場合には、遅滞なく（第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
- 一 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
 - 二 電子記録の年月日
 - 三 その他業務規程細則で定める事項

(支払等記録)

- 第32条** 支払等記録の請求は、次に掲げる利用者に限りすることができる。
- 一 当該支払等記録の電子記録義務者
 - 二 前号に掲げる利用者の相続人等
 - 三 次に掲げる利用者であって、前二号に掲げる利用者全員の承諾を得た者
 - ① 債務者および電子記録保証人
 - ② 支払等をした利用者（①に掲げる利用者を除く。）
 - ③ ①または②に掲げる利用者の相続人等
- 2 支払等記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。
- 一 当該支払等記録がされることとなる債権記録の記録番号
 - 二 支払等をした金額その他の当該支払等の内容
 - 三 支払等があった日
 - 四 支払等をした者（支払等が相殺による債務の消滅である場合にあっては、債権者が当該

- 相殺によって免れた債務の債権者。以下同じ。) の氏名または名称および住所
- 五 支払等をした者が当該支払等をすることについて民法(明治29年法律第89号) 第500条の正当な利益を有する者である場合には、その事由
- 六 支払等を受けた債権者の氏名または名称および住所
- 七 その他業務規程細則で定める事項

3 当会社は、第43条第1項の通知を受けた場合であって支払期日から起算して3銀行営業日を経過したときまたは第1項各号に掲げる利用者が支払等記録の請求をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。

- 一 前項第1号から第6号までに掲げる事項
- 二 電子記録の年月日
- 三 その他業務規程細則で定める事項

(変更記録)

- 第33条 変更記録の請求は、当会社に対し、当該変更記録につき電子記録上の利害関係を有する利用者の全員がしなければならない。
- 2 利用者が、事業譲渡により、自らの利用契約に係るでんさいおよびでんさいに係る債務を他の利用者に承継する場合には、前項の変更記録の請求をする。
- 3 変更記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。
- 一 変更記録がされることとなる債権記録の記録番号
 - 二 変更する記録事項
 - 三 前号の記録事項を変更する旨およびその原因
 - 四 第2号の記録事項についての変更後の内容(当該記録事項を記録しないこととする場合にあっては、当該記録事項を削除する旨)
- 五 その他業務規程細則で定める事項
- 4 利用者は、第30条第2項各号、第31条第3項各号、第35条第2項各号および第36条第4項各号に掲げる事項を内容とする変更記録の請求をすることができない。
- 5 当会社は、利用者から変更記録の請求がされた場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
- 一 第3項第1号から第4号までに掲げる事項
 - 二 電子記録の年月日

(単独請求による変更記録)

- 第34条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、当該各号に定める利用者が単独で請求することができる。
- 一 電子記録に記録された利用者またはその代表者の氏名もしくは名称または住所 当該利用者、当該利用者から合併もしくは会社分割によりでんさいもしくはでんさいに係る債務を承継した者または当該変更記録につき電子記録上の利害関係を有する他の利用者に対し、当該変更記録を請求すべきことを命ずる確定判決を得た者
 - 二 債権者、債務者または譲受人の決済用の預金口座または貯金口座 当該債権者、当該債務者、当該譲受人、これらの者から合併もしくは会社分割によりでんさいもしくはでんさ

- いに係る債務を承継した者または当該変更記録につき電子記録上の利害関係を有する他の利用者に対し、当該変更記録を請求すべきことを命ずる確定判決を得た者
- 2 当会社は、前項各号で定める利用者が、窓口金融機関に対し、当該各号に掲げる事項に係る第19条第1項または第3項の届出をした場合その他業務規程細則で定める場合には、業務規程細則で定めるでんさいについて、当該事項を変更する変更記録の請求をしたものとして取り扱う。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、電子記録債権法施行令（平成20年政令第325号）第8条に規定する変更記録は、業務規程細則で定めるところにより、同条に規定する債権者が単独で請求することができる。
- 4 当会社は、前二項の請求等がされた場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
- 一 前二項の請求等に係る事項
 - 二 電子記録の年月日
 - 三 業務規程細則で定める事項

（保証記録）

- 第35条** 保証記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。
- 一 当該保証記録がされることとなる債権記録の記録番号
 - 二 保証をする旨
 - 三 電子記録保証人の氏名または名称および住所
 - 四 主たる債務者の氏名または名称および住所
 - 五 電子記録保証人が第12条第1項第1号に掲げる事業者である個人または同条第3項第2号に掲げる事業者に準ずる個人である場合には、その旨
 - 六 その他業務規程細則で定める事項
- 2 利用者は、次に掲げる事項を内容とする保証記録の請求をすることができない。
- 一 法第32条第2項第1号から第4号までおよび第6号から第10号までに掲げる事項
 - 二 その他業務規程細則で定める事項
- 3 利用者は、債権金額の全部について支払等記録がされた場合には、保証記録の請求をすることができない。
- 4 当会社は、利用者から保証記録の請求がされた場合には、業務規程細則で定めるところにより、遅滞なく（譲渡保証記録の請求と併せてされた譲渡記録の請求において第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
- 一 第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - 二 電子記録の年月日
 - 三 その他業務規程細則で定める事項

（分割記録）

- 第36条** 分割記録の請求は、分割債権記録に債権者として記録される利用者に限りすることができる。
- 2 前項に規定する利用者が、分割記録の請求をする場合には、業務規程細則で定める場合を

除き、分割債権記録に記録されるでんさいについての譲渡記録の請求を併せてしなければならない。

3 分割記録の請求は、当会社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。

一 分割をする旨

二 原債権記録の記録番号

三 分割債権記録に記録されるでんさいについて債務者が支払うべき債権金額

四 その他業務規程細則で定める事項

4 利用者は、次に掲げる分割記録の請求をすることができない。

一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第3号の金額とする分割記録

二 その他業務規程細則で定める分割記録

5 当会社は、利用者から分割記録の請求がされた場合には、遅滞なく（当該分割記録の請求と併せてされた譲渡記録の請求において第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次に掲げる事項を記録原簿の分割債権記録に記録する。

一 原債権記録から分割をした旨

二 原債権記録および分割債権記録の記録番号

三 債務者が第3項第3号の金額を支払う旨

四 債権者の氏名または名称および住所

五 分割債権記録に記録されるでんさいについての原債権記録中に現に効力を有する電子記録において記録されている事項（法第45条第1項第1号イからホまでに掲げる事項を除く。）

六 前号に掲げる事項を原債権記録から転写した旨およびその年月日

七 電子記録の年月日

八 その他業務規程細則で定める事項

6 当会社は、前項の分割記録と同時に、次に掲げる事項を記録原簿の原債権記録に記録する。

一 分割をした旨

二 分割債権記録の記録番号

三 分割債権記録に記録されるでんさいについて原債権記録に記録されている事項のうち、債務者が一定の金額を支払う旨を削除する旨

四 発生記録における債務者が分割記録の直前に原債権記録に記録されていた前号の金額から前項第3号の金額を控除した金額を支払う旨

五 前各号に掲げる事項を原債権記録に記録した年月日

六 電子記録の年月日

七 その他業務規程細則で定める事項

(信託の電子記録)

第37条 信託の電子記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、業務規程細則で定める利用者に限りすることができる。

2 当会社が前項の利用者から予め信託財産の受託者として利用する旨申出を受けた場合にお

いて、次に掲げる請求がされたときは、当該利用者から信託の電子記録の請求が併せてされたものとして取り扱う。

- 一 当該利用者を債権者とする発生記録の請求
 - 二 当該利用者を譲受人とする譲渡記録の請求
 - 三 当該利用者を譲渡人とする譲渡記録を削除する旨の変更記録の請求
 - 四 当該利用者を債権者とする旨の変更記録の請求
 - 五 当該利用者が債務者でない場合には、当該利用者を支払等をした者とする支払等記録の請求
- 3 当会社は、信託の電子記録がされている債権記録について、第1項の利用者から次に掲げる請求がされた場合には、信託の電子記録を削除する旨の変更記録の請求が併せてされたものとして取り扱う。
- 一 当該利用者を債権者とする発生記録を削除する旨の変更記録の請求
 - 二 当該利用者を譲受人とする譲渡記録を削除する旨の変更記録の請求
 - 三 当該利用者を譲渡人とする譲渡記録の請求
 - 四 当該利用者が債権者となっているでんさいについて、債権者の変更をする旨の変更記録の請求
- 5 当該利用者が債権者の場合には、当該利用者を支払等を受けた者とする支払等記録の請求
- 4 前二項の規定にかかわらず、第1項の利用者の信託財産に属するでんさいが固有財産に属することにより当該でんさいが信託財産に属しないこととなった場合にあっては、業務規程細則で定めるところにより、当該利用者および当該でんさいの属する信託の受益者または信託管理人の双方で請求をしなければならない。
- 5 当会社は、第2項各号に掲げる請求がされた場合には、信託の電子記録の請求のため、次に掲げる事項についての情報が第1項の利用者から提供されたものとして取り扱う。
- 一 信託の電子記録がされることとなる債権記録の記録番号
 - 二 信託財産に属する旨
 - 三 信託財産に属するでんさいを特定するために必要な事項
 - 四 その他業務規程細則で定める事項
- 6 当会社は、第1項の利用者から第2項各号に掲げる請求がされた場合には、遅滞なく（第2項第1号または同項第2号に掲げる請求において、第30条第1項第9号または第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、信託の電子記録として次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
- 一 前項第1号から第3号までに掲げる事項
 - 二 電子記録の年月日
 - 三 その他業務規程細則で定める事項

(特定記録機関変更記録等)

- 第37条の2 特定記録機関変更記録の請求または承諾および記録に関する事項については、業務規程細則で定める。
- 2 提携記録機関から当会社への法第47条の3第5項の規定による通知および当会社から提携記録機関への法第47条の5第3項の規定による通知の方法は、電子ファイルもしくは書

面の送付による方法とする。

- 3 当会社は、変更後債権記録について、業務規程等の定めにかかわらず、変更前債権記録の記録事項を記録原簿に記録できるものとする。

第7章 電子記録雑則

(強制執行等の記録)

- 第38条** 当会社は、法令または最高裁判所規則にもとづくでんさいに関する強制執行、滞納処分その他処分の制限（以下「強制執行等」という。）がされた場合において、これらの処分の制限に係る書類の送達を受けた場合には、業務規程細則で定めるところにより、遅滞なく、強制執行等の電子記録を記録原簿に記録する。

(電子記録の訂正および回復)

- 第39条** 当会社は、業務規程細則で定める場合には、電子記録の訂正をする。ただし、電子記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあっては、当該第三者の承諾があるときに限る。

- 2 当会社は、法第86条各号に掲げる期間のうちのいずれかが経過する日までに電子記録が消去されたときは、電子記録の回復をする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 3 利用者は、当会社または窓口金融機関が電子記録の訂正または回復の申出をした場合には、誠実に当該訂正または回復に協力するものとする。

第8章 でんさいの決済

(決済の方法)

- 第40条** 債務者によるでんさいに係る債務の支払期日における支払いは、法第62条第1項に規定する口座間送金決済に関する契約にもとづき、同条第2項に規定する口座間送金決済によりしなければならない。

- 2 でんさいに係る債務の支払いは、次に掲げる支払の方法によりしてはならない。
- 一 第三者による支払い（次に掲げる場合を除く。）
 - ① 電子記録保証人または保証人等が、支払期日以後に債権金額の全額を支払う場合
 - ② 債務者に関して破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはそれらに準ずる倒産手続の開始の決定がされた場合または窓口金融機関が特に認めた場合において、電子記録保証人が支払期日前に債権金額の全額を支払う場合
 - 二 支払期日前の債権金額の一部の支払い

(決済情報の通知)

- 第41条** 当会社は、業務規程細則で定めるところにより、債務者の窓口金融機関に対し、法第62条第2項に規定する情報等（以下「決済情報」という。）を通知する。

(口座間送金決済)

- 第42条** 決済情報の通知を受けた窓口金融機関は、業務規程細則で定めるところにより、当該決済情報に従い、遅滞なく、支払期日に債務者口座から債権者口座に債権金額を振込（同一窓口金融機関内の振替を含む。）により口座間送金決済をしなければならない。ただし、業務規程細則で定める場合は、この限りでない。

(口座間送金決済通知および支払等記録)

- 第43条** 口座間送金決済をした窓口金融機関は、遅滞なく、当会社に対し、法第63条第2項に規定する通知をしなければならない。
- 2 前項に規定する通知を受けた当会社は、遅滞なく、第32条第3項の規定により口座間送金決済についての支払等記録をする。

(口座間送金決済の中止)

- 第44条** 当会社および窓口金融機関は、次に掲げる場合には、口座間送金決済を中止することができる。

- 一 第42条ただし書に規定する場合
- 二 債権者または債務者から業務規程細則で定めるところより口座間送金決済の中止の申出がされた場合

(口座間送金決済に関する免責)

- 第45条** 当会社は、次に掲げる場合を除き、口座間送金決済がされたことまたはされなかつたことにより利用者または窓口金融機関に生じた損害について、責任を負わない。
- 一 当会社が故意または過失により、債権記録と異なる内容の決済情報を債務者の窓口金融機関に対し、通知した場合（支払期日の2銀行営業日前の日以後に債権記録が変更された場合を除く。）
 - 二 当会社が故意または過失により、業務規程等に違反して決済情報を通知しなかった場合

第9章 でんさいの支払不能処分制度

第1節 総則

(支払不能事由)

- 第46条** 債務者の窓口金融機関は、債務者の信用に関しない事由その他業務規程細則で定める事由（以下「第0号支払不能事由」という。）により支払不能でんさいがあった場合には、直ちに第0号支払不能事由を当会社に通知しなければならない。この場合において、次項各号に掲げる支払不能事由のいずれかを通知するときは、この限りでない。
- 2 債務者の窓口金融機関は、次に掲げる事由により支払不能でんさいがあった場合には、直ちに当該事由を当会社に通知しなければならない。
- 一 資金不足その他業務規程細則で定める事由
 - 二 債務者の申出により口座間送金決済を中止することができる事由として業務規程細則で定める事由（以下「第2号支払不能事由」という。）

(支払不能通知)

- 第47条** 当会社は、前条各項の通知を受けたときには、次に掲げる場合を除き、支払期日から起算して3銀行営業日を経過した日以後において、支払不能でんさいに係る業務規程細則で定める情報（以下「支払不能情報」という。）を参加金融機関に通知する。
- 一 第0号支払不能事由が通知された場合
 - 二 第2号支払不能事由が通知され、当該第2号支払不能事由に対し、第50条に規定する異議申立がされた場合
 - 三 すでに取引停止処分が科された利用者に係る場合
- 2 当会社は、前項の規定にかかわらず、前条各項の通知を受けたときには、支払期日から起

算して3銀行営業日を経過した日以後に、窓口金融機関を通じて支払不能でんさいの債権者および債務者に対し、支払不能でんさいを特定するために必要な情報および支払不能事由その他窓口金融機関が必要と認める事項を通知する。

(取引停止通知)

第48条 当会社は、前条第1項の規定による通知（以下「支払不能通知」という。）に係る支払不能でんさいの債務者について、当該支払不能でんさいの支払期日から起算して6か月以内の日を支払期日とする他のでんさいに係る2回目の支払不能事由が窓口金融機関から通知された場合には、次に掲げる場合を除き、当該2回目の支払不能事由に係るでんさいの支払期日から起算して3銀行営業日を経過した日において、当該債務者に対し、取引停止処分を科すものとし、その旨および支払不能情報を参加金融機関に通知する。

- 一 第0号支払不能事由が通知された場合
- 二 第2号支払不能事由が通知され、当該第2号支払不能事由に対し、第50条に規定する異議申立がされた場合
- 三 すでに取引停止処分が科された利用者に係る場合

(取引停止処分の効果)

第49条 取引停止処分は、前条の規定による通知（以下「取引停止通知」という。）を参加金融機関に発した日から同条に規定する2回目の支払不能事由に係る支払不能でんさいの支払期日から起算して2年を経過する日まで（以下「取引停止処分期間」という。）継続するものとする。

2 参加金融機関は、取引停止処分を科された利用者に対し、取引停止処分期間中は貸出の取引をすることはできない。ただし、債権保全のための貸出の取引は、この限りでない。

第2節 異議申立

(異議申立)

第50条 第44条第2号の規定により口座間送金決済の中止を申し出た債務者は、当該口座間送金決済の中止の理由が第2号支払不能事由である場合には、業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関を通じて当会社に対し、異議申立をすることができる。

- 2 前項の異議申立は、同項の債務者が、業務規程細則で定めるところにより、支払期日までの日時であって、かつ、窓口金融機関が定める日時までに、異議申立の対象とするでんさいの債権金額相当額の金銭（以下「異議申立預託金」という。）を当該窓口金融機関に預け入れなければならない。ただし、業務規程細則で定める場合は、この限りでない。
- 3 前項の異議申立預託金の預け入れを受けた窓口金融機関は、当会社に対し、その旨通知しなければならない。
- 4 第1項の異議申立の効力は、前項の通知および第2号支払不能事由に係る通知が当会社に到達した時から生じるものとする。
- 5 当会社は、異議申立の効力が生じた場合には、支払期日から起算して3銀行営業日を経過した日以後において、支払不能でんさいの債権者および債務者に対し、異議申立がされた旨通知する。

(異議申立の手続の終了および異議申立預託金の返還許可)

第51条 当会社は、次に掲げる場合には、前条の異議申立の手続を終了する。

- 一 当会社が他の支払不能でんさいにより債務者に対し取引停止処分を科した場合
 - 二 債務者から、支払不能通知がされることまたは取引停止処分を科されることがやむを得ないものとして異議申立の取下げの請求がされた場合
 - 三 異議申立をした日から起算して2年を経過した場合
 - 四 債務者が死亡した場合
 - 五 支払不能でんさいの支払義務の有無について裁判（調停、裁判上の和解等確定判決と同一の効力を有するものを含む。）により確定した場合
 - 六 支払不能でんさいを請求債権とし異議申立預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令が債務者の窓口金融機関に送達された場合
 - 七 債務者の窓口金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が生じた場合
 - 八 その他異議申立の原因となった第2号支払不能事由が解消した場合
- 2 支払不能でんさいの債務者、債権者または債務者の窓口金融機関は、前項各号に掲げる場合には、業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し異議申立預託金の返還許可の申立をすることができる。
- 3 当会社は、前項の申立を受けた場合には、業務規程細則で定めるところにより、債務者の窓口金融機関に対し、異議申立預託金の返還を許可することができる。
- 4 債務者の窓口金融機関は、当会社から前項の異議申立預託金の返還を許可された場合には、債務者口座へ入金することにより、遅滞なく、異議申立預託金を返還するものとする。ただし、異議申立預託金の返還請求権に対する差押等がされた場合その他入金ができない場合は、この限りでない。

(異議申立の手続の終了に伴う支払不能通知等)

第52条 前条第1項第2号の規定により異議申立の手続が終了した場合には、第47条および第48条の規定中「支払期日から起算して3銀行営業日を経過した日」を「異議申立の手続の取下げの請求を受理した日の翌銀行営業日」と、第49条の規定中「支払期日」を「異議申立の手続の取下げの請求を受理した日」と読み替えて、それらの規定を適用する。

(異議申立預託金の返還許可に係る特則)

第53条 支払不能でんさいの債務者またはその地位を承継した者もしくは債務者の窓口金融機関は、第51条第2項の規定にかかわらず、業務規程細則で定めるところにより、当該支払不能でんさいの支払不能が生じた事由が不正作出その他これらに相当する事由であると当会社が認めた場合には、異議申立預託金の返還許可の申立をすることができる。

第3節 支払不能情報の照会

(支払不能情報の照会)

第54条 利用者または利用契約を解約もししくは解除された元利用者は、業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関を通じて当会社に対し、支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報の内容を照会することができる。

- 2 当会社は、前項の照会を受け付けた場合には、業務規程細則で定めるところにより、支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報を書面により回答する。
- 3 利用者は、当会社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしく

はシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当会社に対し、当会社が別途指定する方法により、第1項の照会をすることができる。

第4節 支払不能処分制度に係る特則

(取引停止処分等に係る緊急措置)

第55条 当会社は、台風、洪水、大火、地震等の災害、事変または当会社もしくは参加金融機関の店舗における爆破、不法占拠等により、支払不能通知をすることまたは取引停止処分を科すことが不適当であると認められる緊急事態が発生した場合には、直ちに必要な措置をとる。

(支払不能処分制度に関する免責)

第56条 当会社および参加金融機関は、支払不能事由の通知、支払不能通知、取引停止通知、取引停止処分、異議申立、異議申立預託金の返還許可および支払不能通知または取引停止通知の取消しにより生じた損害について、当会社または参加金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

第10章 電子記録の記録事項等の開示

(債権記録に記録されている事項の開示)

第57条 次の各号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者は、法第87条および業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当該各号に定める事項の開示を請求することができる。

一 債権者 次に掲げる事項

- ① 法第87条第1項第1号に規定する事項
- ② 利用者が開示に同意した記録事項

二 債務者または電子記録保証人 次に掲げる事項

- ① 法第87条第1項第2号に規定する事項
- ② 利用者が開示に同意した記録事項

三 債権記録に記録されている者であって、前二号に掲げる者以外の者 法第87条第1項第3号に規定する事項

2 当会社は、前項に規定する請求がされた場合には、業務規程細則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、同項各号に定める事項について業務規程細則で定める事項を開示する。

3 利用者は、当会社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当会社に対し、当会社が別途指定する方法により、第1項の請求をすることができる。

(債権記録に記録されている事項の開示に係る資料の提出)

第58条 前条第1項第2号に掲げる者は、自らが発生記録もしくは譲渡記録において、債権者もしくは譲受人として記録されている者またはこれらの者の相続人等に対し、人的関係にもとづく抗弁を有する場合であって、自らが人的関係にもとづく抗弁を有する者から債権者に至るまでの一連の譲渡記録において譲受人として記録されている者（債権者を除く。）の氏

名または名称および住所について同項に定める請求をする場合には、業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し、当該請求の原因となる事実について資料を提出しなければならない。

- 2 前条第1項第3号に掲げる者は、自らを電子記録義務者とする譲渡記録がされている場合において、当該譲渡記録が、代理権を有しないものがその者の代理人としてした請求またはその者になりました者の請求によってされたものである場合であって、自己から債権者に至るまでの一連の譲渡記録において譲受人として記録されている者の氏名または名称および住所について同項に定める請求をする場合には、業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し、当該請求の原因となる事実について資料を提出しなければならない。

(記録請求に際して提供された情報の開示)

第59条 利用者または利用契約を解約もししくは解除された元利用者は、法第88条および業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当該利用者を請求者とする電子記録の請求に当たって、当会社に提供された情報の開示を請求することができる。

- 2 前項に規定する請求がされた場合には、当会社は、業務規程細則で定めるところにより、同項に規定する情報を開示する。
- 3 利用者は、当会社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当会社に対し、当会社が別途指定する方法により、第1項の請求をすることができる。

(提供情報の開示の請求権限に係る資料の提出)

第60条 利用者または利用契約を解約もししくは解除された元利用者は、電子記録の請求が適法であるかどうかについて利害関係を有する場合であって、自らが利害関係を有する部分について前条第1項に定める請求をする場合には、業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し、当該請求の原因となる事実について資料を提出しなければならない。

第11章 手数料

(手数料)

第61条 利用者は、当会社の利用に当たって、窓口金融機関に対し、当該窓口金融機関が定める手数料を支払わなければならない。

- 2 利用者は、第28条第1項、第54条第3項、第57条第3項および第59条第3項の請求または照会をする場合には、当会社に対し、当会社が定める手数料を支払わなければならない。

第12章 記録原簿の安全性の確保

(記録原簿の安全性の確保)

第62条 当会社は、記録原簿へのアクセス管理、内部関係者による債権記録等の持ち出しの防止、外部からの不正アクセスの防御、災害等に備えた安全対策その他の情報システムの管理態勢を整備する。

(利用者情報の適正な管理)

第63条 当会社および参加金融機関は、債権記録および当該債権記録に記録された電子記録の

請求に当たって当会社に提供された情報、支払不能情報その他利用者に関する情報（以下「利用者情報」という。）について、漏えい、盗用等が生じないように、適切に管理しなければならない。

- 2 当会社および参加金融機関は、次に掲げる目的のために、利用者情報を利用する。
 - 一 電子債権記録業または参加金融機関業務を実施するため
 - 二 でんさいの円滑な流通の確保のため
 - 三 参加金融機関の与信取引上の判断のため
 - 四 その他参加金融機関が定める目的のため
- 3 当会社および参加金融機関は、前項各号に掲げる目的の遂行に当たって、他の利用者等の第三者に利用者情報を提供する場合には、利用者の同意を得るものとする。
- 4 当会社および参加金融機関は、利用者情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第13章 免責

（免責）

第64条 当会社または窓口金融機関が請求に関する書面または諸届出書類に使用された印影または署名を窓口金融機関に届け出た印鑑、署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱った場合には、その請求に関する書面または諸届出書類につき、偽造、変造、その他のいかなる事故があっても、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。

- 2 窓口金融機関が、利用者のID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関に登録されたものと一致することを窓口金融機関所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。
- 3 第19条その他業務規程等にもとづく利用者の届出がされなかった場合または届出の内容に誤りがあった場合には、そのために利用者に生じた損害については、当会社および参加金融機関は責任を負わない。
- 4 当会社および参加金融機関が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害が生じた場合には、そのために利用者に生じた損害については、当会社または参加金融機関に故意または重大な過失があるときを除き、当会社および参加金融機関は責任を負わない。
- 5 当会社および参加金融機関が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当会社が受信または送信した情報に誤謬、遅延、欠落等が生じた場合には、そのために利用者に生じた損害については、当会社または参加金融機関に故意または重大な過失があるときを除き、法第11条に抵触しない限りにおいて、当会社および参加金融機関は責任を負わない。
- 6 当会社および参加金融機関は、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、不正アクセス等がされたことにより利用者の取引情報が漏えいした場合には、そのために利用者に生じた損害について責任を負わない。
- 7 当会社は、台風、洪水、大火、地震等の災害、事変、当会社もしくは参加金融機関の店舗

における爆破、不法占拠、法令、当会社の責めに帰すことのできない行政官庁の処分または裁判所等公的機関の措置等の事由により参加金融機関または利用者に生じた損害について、責任を負わない。

8 当会社は、第10条、第11条第5項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第3項、第45条、第56条および前各項ならびに法第11条および法第14条に規定する損害以外の当会社の業務に関する参加金融機関または利用者に生じた損害について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

第14章 雜則

(規定の効力)

第65条 利用契約が解約または解除された後においても、第10条、第11条第5項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第3項、第45条、第56条、前条および本条の規定は、当該利用契約に係る利用者にお有効に適用される。

(業務規程細則)

第66条 当会社は、この規程で定める事項のほか、当会社の利用に当たって必要な事項について、業務規程細則で定めることができる。

(改正)

第67条 この規程の改正は、取締役会の監督のもと代表執行役が行う。

2 前項の改正の効力は、法第70条に規定する主務大臣の認可を受けて、代表執行役が定める日から生ずる。

3 改正内容および改正日は、当会社および参加金融機関のホームページもしくは店頭で公表し、または利用者に通知するものとする。

4 改正日が到来した後（前項のホームページを閲覧することができない利用者については、前項の改正内容および改正日が店頭で公表され、または当該利用者に通知された後）、利用者が当会社を利用したときは、改正後の規程を承認したものとみなす。

(準拠法および合意管轄)

第68条 当会社、参加金融機関および利用者間の業務規程等に係る法律関係についての準拠法は、日本法とする。

2 当会社と参加金融機関または利用者との間で前項の法律関係に係る紛争が生じた場合の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。ただし、当会社は、管轄が認められる国外の裁判所において参加金融機関または利用者に対し、訴訟を提起することを妨げられない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦2013年2月4日から施行する。

附 則（西暦2014年1月1日改正）

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦2014年1月1日から施行する。

附 則（西暦2017年4月1日改正）

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦2017年4月1日から施行する。

附 則（西暦2019年7月8日改正）

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦2019年7月8日から施行する。

附 則（西暦2023年1月10日改正）

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦2023年1月10日から施行する。

株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則

第1章 総則

(定義)

第1条 この細則において使用する用語は、電子記録債権法（平成19年法律第102号。以下「法」という。）および株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「当会社」という。）が制定した業務規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 施行令 電子記録債権法施行令（平成20年政令第325号）をいう。
- 二 施行規則 電子記録債権法施行規則（平成20年内閣府・法務省令第4号）をいう。
- 三 規程 法第59条の規定により当会社が定めた業務規程をいう。
- 四 決済口座 参加金融機関が認めた債務者口座または債権者口座であって、利用者または利用者になろうとする者の名義であるものをいう。
- 五 届出相続人 相続人等の代表者として規程第17条第2項の規定により届け出た相続人等をいう。
- 六 債務者請求方式 規程第26条に規定する請求方式をいう。
- 七 債権者請求方式 規程第27条に規定する請求方式をいう。

(でんさいネットシステムの業務)

第2条 規程第2条第14号に規定する業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 参加金融機関の情報の管理に関する業務
- 二 利用者データベースの管理に関する業務
- 三 記録原簿の管理に関する業務
- 四 請求受付簿の管理に関する業務
- 五 支払不能情報の管理に関する業務

(利用者登録事項)

第3条 規程第2条第24号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人である場合には名称または個人である場合には氏名
- 二 法人である場合には商業登記簿もしくは法人登記簿に登記された住所または個人の場合には住民票等に記載された住所
- 三 営業所所在地の住所
- 四 法人である場合には、代表者の氏名
- 五 法人である場合には設立年月日または個人である場合には生年月日
- 六 個人である利用者が死亡した場合には、届出相続人の氏名および住所
- 七 信託の受託者として利用するか否かの別
- 八 窓口担当者の氏名
- 九 通常連絡先および緊急連絡先の電話番号
- 十 決済口座の情報
- 十一 当会社の管理に必要な事項として次に掲げる事項
 - ① 業種区分
 - ② 企業区分

第2章 当会社の業務等

(業務時間および営業日等)

- 第4条** 規程第5条に規定する業務時間は、午前9時から午後3時までの時間とする。
- 2 規程第5条に規定する営業日は、銀行営業日とする。
 - 3 参加金融機関は、その判断により前二項の日時以外にも参加金融機関業務を行うことができる。
 - 4 参加金融機関は、前項の規定により参加金融機関業務を行う場合には、当該参加金融機関業務の内容および日時を公表しなければならない。

第3章 利用者

(元利用者が当会社を利用することができる場合)

- 第5条** 規程第11条第1項に規定する場合は、規程第15条または規程第16条に定めるところにより利用契約を解約し、または解除された元利用者が、次に掲げる請求をする場合に限る。この場合において、当該元利用者は、当該利用契約に係る窓口金融機関だった参加金融機関が定める手数料を支払い、当該参加金融機関を通じて、当会社に請求しなければならない。

- 一 規程第54条に定める支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報の内容の照会に係る請求
- 二 規程第57条に定める債権記録に記録されている事項の開示に係る請求
- 三 規程第59条に定める記録請求に際して提供された情報の開示に係る請求

(決済口座の種別等)

- 第6条** 規程第12条第1項第3号に掲げる種別は、普通預金口座もしくは普通貯金口座または当座預金口座もしくは当座貯金口座とする。

(利用者登録後の通知事項)

- 第7条** 規程第13条第3項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 窓口金融機関が規程第26条第4項に定めるところにより、利用者が自らを電子記録権利者とする電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することを認める場合には、その旨
- 二 窓口金融機関が規程第27条第1項に定めるところにより、利用者に債権者請求方式による発生記録の請求を認める場合には、その旨
- 三 窓口金融機関が規程第27条第3項に定めるところにより、利用者が自らを電子記録義務者とする発生記録または保証記録の請求をできる者を制限することを認める場合には、その旨
- 四 窓口金融機関が規程第31条第2項に定めるところにより、利用者が信託財産の受託者として利用することを認める場合には、その旨
- 五 窓口金融機関が規程第33条第1項に定めるところにより、利用者が債務者請求方式による請求の予約をすることを認める場合には、その旨
- 六 窓口金融機関が規程第34条第1項に定めるところにより、利用者が債権者請求方式による請求の予約をすることを認める場合には、その旨
- 七 その他参加金融機関が定める事項

(当会社および窓口金融機関による利用契約の解除に係る通知)

- 第8条** 規程第16条第2項に規定する当会社または窓口金融機関による利用契約の解除に係る通知は、窓口金融機関が定めるところにより、窓口金融機関が行うものとする。
- 2 窓口金融機関は、前項の通知に規程第16条第1項各号に掲げる解除事由を記載し、または記録するものとする。

(死亡した利用者の地位を承継した旨の届出)

- 第9条** 規程第17条第2項に規定する利用者の死亡により相続人等が利用者の地位を承継した旨の届出は、窓口金融機関が定めるところにより、届出相続人が他の相続人等全員の同意を証する届出書を提出することにより行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 被相続人が死亡したことを証する書類
 - 二 届出書に押印された印鑑（窓口金融機関に事前に届出がされたものを除く。）に係る印鑑証明書
 - 三 その他当会社または窓口金融機関が指定する書類
- 3 届出相続人は、利用契約ごとに1名に限る。
- 4 第1項の届出を受けた窓口金融機関は、届出相続人について、規程第13条第2項の審査に準じた審査をするものとする。

(債務者利用停止措置の期間等)

- 第10条** 規程第18条第3項に規定する期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める期間とする。
- 一 当会社または窓口金融機関が規程第18条第1項第1号に掲げる事由により債務者利用停止措置をする場合 規程第49条第1項に規定する取引停止処分期間
 - 二 当会社または窓口金融機関が規程第18条第1項第2号に掲げる事由により債務者利用停止措置をする場合 債務者利用停止措置を受けた日から2年間
 - 三 窓口金融機関が規程第18条第1項第3号に掲げる事由により債務者利用停止措置をする場合 当該窓口金融機関が定める期間
- 2 利用者は、前項各号に定める期間が経過した場合には、窓口金融機関が定めるところにより、窓口金融機関に対し、債権者利用限定特約の解除について申し出ることができる。
- 3 当会社および窓口金融機関は、利用者から前項の申出を受けた場合には、規程第13条第2項の審査に準じた審査をし、債権者利用限定特約を解除することができる。

(利用者登録事項の変更の届出等)

- 第11条** 規程第19条第1項ただし書に規定する場合は、第3条第10号に掲げる事項について、次に掲げる事由により変更を行う場合とする。この場合において、窓口金融機関は、利用者に代わって規程第19条第1項の届出を行うものとする。

- 一 窓口金融機関の名称または統一金融機関コードの変更
- 二 窓口金融機関の支店名または統一店番号の変更
- 三 決済口座の取扱支店の変更（利用者の都合による場合を除く。）
- 四 前三号の変更に伴う決済口座の口座番号の変更

(破産手続開始決定等の届出)

- 第12条** 規程第20条に規定する事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 破産法（平成16年法律第75号）第25条第1項による包括的禁止命令が発せられたこと
- 二 破産法第28条第1項の保全処分を命じられたこと
- 三 破産法第91条第1項の保全管理命令が発せられたこと
- 四 会社法（平成17年法律第86号）第540条第2項の保全処分を命じられたこと
- 五 会社法第825条第1項の保全処分を命じられたこと
- 六 会社法第500条第1項または第661条第1項もしくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第47条第1項の清算手続による弁済が禁止されたこと
- 七 会社法第514条の特別清算手続開始の命令が発せられたこと
- 八 会社更生法（平成14年法律第154号）第25条第1項の包括的禁止命令が発せられたこと
- 九 会社更生法第28条第1項の保全処分を命じられたこと
- 十 会社更生法第30条第1項の保全管理命令が発せられたこと
- 十一 会社更生法第35条第1項の監督命令が発せられたこと
- 十二 会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定がされたこと
- 十三 民事再生法（平成11年法律第225号）第27条第1項の包括的禁止命令が発せられたこと
- 十四 民事再生法第30条第1項の保全処分を命じられたこと
- 十五 民事再生法第33条第1項の再生手続開始の決定がされたこと
- 十六 民事再生法第54条第1項の監督命令が発せられたこと
- 十七 民事再生法第79条第1項の保全管理命令が発せられたこと
- 十八 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第26条第1項の処分がされたこと

第4章 電子記録通則

（電子記録の請求の制限事由）

- 第13条** 規程第22条第1項第5号に規定する事由は、前条第1号から第7号までに掲げる事由とする。
- 2 規程第22条第1項第7号に規定する事由は、前条第8号から第11号までおよび第13号から第18号までに掲げる事由とする。

（利用者の申出による利用制限措置）

- 第14条** 規程第22条第1項第9号に規定する申出は、窓口金融機関が定めるところにより、利用者が窓口金融機関に対し、行うものとする。
- 2 利用者は、規程第22条第1項第9号に規定する電子記録の請求制限に係る措置の解除を希望する場合には、窓口金融機関が定めるところにより、その旨窓口金融機関に申し出ることができる。
- 3 窓口金融機関は、前項の申出を受け付けた場合には、所定の審査を行い、規程第22条第1項第9号の電子記録の請求制限に係る措置を解除することができる。
- 4 窓口金融機関は、前三項の規定にかかわらず、規程第22条第1項第9号に規定する申出を受け付けないことができる。

(電子記録の通知の方法等)

第15条 規程第25条第2項に規定する利用者は、次の各号に掲げる電子記録に応じて、当該各号に定める利用者とする。

- 一 発生記録 債権者請求方式による場合には債務者および債権者または債務者請求方式による場合には債権者
 - 二 讓渡記録 讓受人
 - 三 口座間送金決済以外の支払等による支払等記録 支払等をした者が請求する場合には債権者および支払等をした者または債権者が請求する場合には支払等をした者
 - 四 保証記録 債権者
 - 五 変更記録（規程第34条第1項各号で定める事項に係る変更記録を除く。） 当該変更記録について電子記録上の利害関係を有する利用者
 - 六 強制執行等の記録 債権者および債務者
- 2 規程第25条第2項ただし書きに規定する電子記録、通知方法、通知内容および利用者は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 電子記録 第32条の3に定める変更記録
 - 二 通知方法 書面もしくは電子ファイルの送付による方法
 - 三 通知内容 特定記録機関変更記録および第32条の3に定める変更記録が記録された旨
 - 四 利用者 債権者および債務者

(電子記録等の通知の特則)

第16条 規程第29条に規定する通知は、次に掲げる通知とする。

- 一 第33条第1項および第3項に規定する通知
 - 二 第34条第1項、第3項および第5項に規定する通知
- 2 規程第29条第1項第4号に規定する場合は、窓口金融機関が、利用者が規程第25条および規程第27条に規定する通知を第32条の4に規定する通知であると誤認するおそれがあると認めた場合とする。

第5章 電子記録の請求および記録に関する事項

(発生記録の請求の方法等)

第17条 規程第30条第1項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

- 2 発生記録の請求は、規程第26条または規程第27条に定める方式によりしなければならない。
- 3 当社および窓口金融機関は、規程第30条第1項第3号、第4号および第6号に掲げる事項については、利用者登録事項として利用者データベースに記録されている事項が提供されたものとして取り扱うものとする。この場合において、同項第3号および第4号に掲げる債権者の住所および債務者の住所は、それぞれの者の利用者登録事項として第3条第3号に掲げる住所とする。
- 4 規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日は、発生記録の請求の日からその1か月後の応当日までの日でなければならない。
- 5 発生記録の請求において、規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された

場合には、第33条または第34条の規定を適用する。

6 規程第30条第1項第10号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 債権者および債務者の利用者番号
- 二 債権者が法人である場合には、代表者の氏名
- 三 債務者が法人である場合には、代表者の氏名

7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、1円以上100億円未満とする。

8 規程第30条第2項第2号に規定する期間は、当該請求の日（規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して7銀行営業日（発生記録の請求を規程第26条に定める方式によりする場合で、当会社が当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、3銀行営業日）を経過した日から10年後の応当日までの日とする。

9 規程第30条第2項第7号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 債権金額を日本円以外の通貨とする旨
- 二 支払方法を分割払いとする旨
- 三 保証記録をしないこととする旨
- 四 分割記録をしないこととする旨
- 五 利用者以外の者を債権者または債務者とする旨
- 六 その他でんさいネットシステムの運用に支障を生ずる事項

10 規程第30条第3項第5号に規定する事項は、第6項第2号および第3号に掲げる事項とする。

（発生記録の請求に係る請求受付簿への登録事項）

第18条 当会社は、発生記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

- 一 請求を受け付けた年月日
- 二 規程第30条第1項第1号から第9号までに掲げる事項
- 三 前条第6項第2号および第3号に掲げる事項

（譲渡記録の請求の方法等）

第19条 規程第31条第1項に規定する譲渡記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

2 譲渡記録の請求は、規程第26条に定める方式によりしなければならない。

3 当会社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。

- 一 支払期日の6銀行営業日（当会社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日）前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間
- 二 規程第50条第4項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間

4 当会社および窓口金融機関は、規程第31条第1項第3号から第6号までに掲げる事項について、利用者登録事項として利用者データベースに記録されている事項が提供されたものとして取り扱うものとする。この場合において、同項第3号に掲げる電子記録義務者の相続人等である譲渡人の住所または第4号に掲げる譲受人の住所は、それぞれの者の利用者登

録事項として第3条第6号または第3号に掲げる住所とする。

- 5 規程第31条第1項第7号に掲げる年月日は、請求の日から1か月を経過する日までの日（支払期日の6銀行営業日（当会社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日）前以後を除く。）でなければならない。
- 6 譲渡記録の請求において、規程第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、第33条の規定を適用する。
- 7 規程第31条第1項第8号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 譲渡人が電子記録義務者の相続人等である場合には当該電子記録義務者の利用者番号、氏名および住所（第3条第3号に掲げる住所とする。）
 - 二 譲受人の利用者番号
 - 三 譲受人が法人である場合には、代表者の氏名
- 8 規程第31条第3項第2号に規定する事項は、利用者以外の者を譲渡人または譲受人とする旨とする。
- 9 規程第31条第5項第3号に規定する事項は、第7項第1号（利用者番号を除く。）および第3号に掲げる事項とする。

（譲渡記録の請求に係る請求受付簿への登録事項）

第20条 当会社は、譲渡記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

- 一 請求を受け付けた年月日
- 二 規程第31条第1項第1号から第7号までに掲げる事項
- 三 前条第7項第1号（利用者番号を除く。）および第3号に掲げる事項

（支払等記録の請求の方法等）

第21条 規程第32条第2項に規定する支払等記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

- 2 規程第32条第1項第3号に掲げる利用者が、支払等記録の請求をする場合には、規程第27条第3項から第5項までの規定中「電子記録義務者」を「第32条第1項第1号および第2号に掲げる利用者」に読み替えて、それらの規定を準用する。
- 3 当会社は、次の期間は、支払等記録の請求を受け付けない。
 - 一 支払期日の2銀行営業日前（規程第32条第1項第3号に規定する者については6銀行営業日前）の日から当会社が支払不能事由の通知を受けた時までの間
 - 二 規程第50条第4項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間
- 4 当会社および窓口金融機関は、規程第32条第2項第4号および第6号に掲げる事項については、利用者登録事項として利用者データベースに記録されている事項が提供されたものとして取り扱うものとする。この場合において、同項第4号および第6号に掲げる支払等をした者の住所および支払等を受けた債権者の住所は、それぞれの者の利用者登録事項として第3条第3号に掲げる住所とする。
- 5 規程第32条第2項第7号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 支払等をした者および支払等を受けた債権者の利用者番号
 - 二 支払等をした者が法人である場合には、代表者の氏名

- 三 支払等を受けた債権者が法人である場合には、代表者の氏名
- 6 規程第32条第3項第3号に規定する事項は、前項第2号および第3号に掲げる事項とする。

(支払等記録の請求に係る請求受付簿への登録事項)

第22条 当会社は、支払等記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

- 一 請求を受け付けた年月日
- 二 規程第32条第2項第1号から第6号までに掲げる事項
- 三 前条第5項第2号および第3号に掲げる事項

(変更記録の請求の方法等)

第23条 規程第33条第3項に規定する変更記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

- 2 当会社は、支払期日の6銀行営業日前（次項に定める方式で請求する場合には2銀行営業日前）の日から、次に掲げる事項についての前項の請求を受け付けない。
- 一 債権金額
 - 二 支払期日
 - 三 規程第30条第1項第8号に掲げる事項
- 四 発生記録（発生記録に伴う信託の電子記録がされている場合には、発生記録および信託の電子記録）を削除する旨
- 3 第1項の請求は、変更記録について利害関係を有する利用者の代表者が、利害関係を有する他の利用者の請求書および当該請求書に押印された印鑑（窓口金融機関に事前に届出がされたものを除く。）に係る印鑑証明書のすべて（以下「請求書等」という。）を取りまとめたうえで自らの窓口金融機関を通じて当会社に提出してしなければならない。この場合において、当該請求は、当会社が窓口金融機関から請求書等を受領した時に、その効力を生ずる。
- 4 前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の電子記録または第33条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第2項各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者（信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者）または債務者の双方がそれぞれの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。この場合において、規程第27条第3項から第5項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に読み替えて、それらの規定を準用する。
- 5 前二項の規定にかかわらず、規程第26条第2項の電子記録権利者である利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。

(変更記録の請求に係る請求受付簿への登録事項)

第24条 当会社は、前条第1項の変更記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

- 一 請求を受け付けた年月日
- 二 規程第33条第3項第1号から第4号までに掲げる事項

(単独請求による変更記録の請求の方法等)

第25条 規程第34条第1項に規定する変更記録の請求は、この条に規定するところによりし

- なければならない。
- 2 前項の請求は、窓口金融機関が定めるところによりしなければならない。
 - 3 規程第34条第2項に規定する場合は、第11条に規定する場合とする。
 - 4 規程第34条第2項に規定するでんさいは、次のすべてを満たすでんさいとする。
 - 一 発生記録を削除する旨の変更記録または債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさい
 - 二 規程第19条第1項または第3項の届出がされた利用契約に係るでんさい
 - 5 規程第34条第3項に規定する変更記録の請求は、同項に規定する債権者が施行令第8条に規定する仮処分の債権者であることを証する書類を添付した請求書によりしなければならない。

(単独請求による変更記録の請求に係る請求受付簿への登録事項)

- 第26条** 当会社は、前条第2項または第5項に規定する変更記録の請求を受け付けた場合は、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。
- 一 請求を受け付けた年月日
 - 二 規程第34条第1項各号に掲げる事項

(保証記録の請求の方法等)

- 第27条** 規程第35条第1項に規定する保証記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。
- 2 次の各号に掲げる保証記録の請求は、当該各号に定める方式によりしなければならない。
 - 一 譲渡保証記録 債務者請求方式
 - 二 単独保証記録 債権者請求方式
 - 3 当会社は、次の期間は、保証記録の請求を受け付けない。
 - 一 支払期日の6銀行営業日（譲渡保証記録については、当会社が当該譲渡保証記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日）前の日から支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間
 - 二 規程第50条第4項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間
 - 4 保証記録の請求において、規程第35条第1項第3号から第5号までに掲げる事項については、利用者登録事項として利用者データベースに記録されている事項が提供されたものとして取り扱うものとする。この場合において、同項第3号および第4号に掲げる電子記録保証人の住所および主たる債務者の住所は、それぞれの者の利用者登録事項として第3条第3号に掲げる住所とする。
 - 5 規程第35条第1項第6号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 電子記録保証人および主たる債務者の利用者番号
 - 二 電子記録保証人が法人である場合には、代表者の氏名
 - 三 主たる債務者が法人である場合には、代表者の氏名
 - 6 規程第35条第2項第2号に規定する事項は、利用者以外の者を電子記録保証人とする旨とする。
 - 7 規程第35条第4項第3号に規定する事項は、第5項第2号および第3号に掲げる事項とする。

(保証記録の請求に係る請求受付簿への登録事項)

第28条 当会社は、保証記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

- 一 請求を受け付けた年月日
- 二 規程第35条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
- 三 前条第5項第2号および第3号に掲げる事項

(分割記録の請求の方法等)

第29条 規程第36条第3項に規定する分割記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

- 2 当会社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。
 - 一 支払期日の6銀行営業日（当会社が分割債権記録に債権者として記録される利用者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日）前の日以後
 - 二 支払等記録がされた日以後
- 3 規程第36条第2項に規定する場合は、規程第38条に規定する書類の送達を受けた場合において、強制執行等の金額が強制執行等の記録をするでんさいの債権金額に満たない場合とする。この場合において、当会社は、債権者から当該強制執行等の対象となるでんさいの債権金額から強制執行等の金額を控除した金額を規程第36条第3項第3号の金額とする分割記録の請求がされたものとみなし、前項の規定を適用しない。
- 4 規程第36条第4項第1号に規定する範囲は、1円以上100億円未満とする。ただし、同条第2項に規定する場合には、この限りでない。
- 5 規程第36条第4項第2号に規定する分割記録は、次に掲げる記録とする。
 - 一 規程第36条第3項第3号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする分割記録
 - 二 発生記録により発生する電子記録債権の債権記録および当該電子記録債権に起因する分割債権記録の合計数が100万を超えることとなる分割記録
- 6 規程第36条第5項第8号に規定する事項は、債権者が法人である場合には、代表者の氏名とする。

(分割記録の請求に係る請求受付簿への登録事項)

第30条 当会社は、分割記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

- 一 請求を受け付けた年月日
- 二 規程第36条第3項第1号から第3号までに掲げる事項

(信託の電子記録の請求の方法等)

第31条 規程第37条第1項に規定する信託の電子記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

- 2 規程第37条第1項に規定する利用者は、信託業法（平成16年法律第154号）にもとづく信託業の免許または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）にもとづく認可のいずれかを得た者であって、予め信託財産の受託者として利用することについて窓口金融機関が認めた利用者とする。
- 3 当会社は、規程第37条第2項または第3項に規定する信託の電子記録の請求または信託

の電子記録を削除する旨の変更記録と併せてする他の記録請求を受け付けない間、信託の電子記録の請求を受け付けない。

- 4 規程第37条第4項に規定する請求は、信託財産の受託者である利用者が当該信託財産の受益者全員または信託管理人の請求に係る書面のすべてを取りまとめたうえで、自らの窓口金融機関を通じて当会社に提出してしなければならない。

- 5 前項に規定する利用者は、前項の請求について、一切の責任を負うものとする。

(信託の電子記録の請求に係る請求受付簿への登録事項)

第32条 当会社は、信託の電子記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

一 請求を受け付けた年月日

二 規程第37条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(特定記録機関変更記録)

第32条の2 規程第37条の2第1項に規定する特定記録機関変更記録の請求または承諾および記録に関する事項については、この条の規定するところによる。

- 2 利用者は、特定記録機関変更記録の請求または承諾をすることができる。

- 3 特定記録機関変更記録を請求または承諾した利用者は、当会社および窓口金融機関が認めた場合、特定記録機関変更記録の請求または承諾を取り消すことができる。

- 4 利用者は、特定記録機関変更記録を請求または承諾する場合、提携記録機関が定めるところにより、次に掲げる事項についての情報を、提携記録機関を通じて当会社に通知しなければならない。

一 債権者の利用者番号

二 債務者の利用者番号

三 債権者の氏名または名称および商業登記簿もしくは法人登記簿に登記された住所または住民票等に記載された住所

四 債務者の氏名または名称および商業登記簿もしくは法人登記簿に登記された住所または住民票等に記載された住所

五 債権者の決済口座の情報

六 債務者の決済口座の情報

七 特定記録機関変更記録の電子記録の日として指定する年月日

- 5 前項第5号の決済口座は、利用者が債権者請求方式による発生記録の請求をすることができる旨を内容とする窓口金融機関との利用契約で定められた決済口座でなければならない。

- 6 第4項第6号の決済口座は、利用者が債権者請求方式による発生記録の請求をすることができる旨を内容とする第4項の提携記録機関所定の窓口金融機関との利用契約で定められた決済口座でなければならない。

- 7 第4項第7号の年月日は、支払期日の8銀行営業日前以前の日で第4項の提携記録機関が定める日を指定することができる。

- 8 利用者は、次に掲げる場合には、特定記録機関変更記録を請求することができない。

一 記録機関変更記録をすることができない場合

二 債権金額が日本円以外の通貨である場合

三 債権金額が1万円未満または100億円以上である場合

- 四 債務者または債権者が2人以上である場合
 - 五 支払方法が分割払いである場合
 - 六 発生記録に記録されている債権者以外の者が債権者である場合
 - 七 発生記録に記録されている債務者以外の者が債務者（電子記録保証人を含む）である場合
 - 八 銀行営業日以外の日が支払期日である場合
 - 九 支払等記録、質権設定記録、分割記録、記録機関変更記録、信託の電子記録、強制執行等の電子記録がされている場合
 - 十 発生記録に記録されている債務者が、規程第27条第3項の規定により電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限している場合において、発生記録に記録されている債権者を、当該電子記録権利者としていない場合
 - 十一 発生記録に記録されている債務者が、規程第22条第1項の定めるところにより、自らを債務者とする発生記録の請求が制限されている場合
 - 十二 発生記録に記録されている債権者が、規程第22条第1項の定めるところにより、自らを債権者とする発生記録の請求が制限されている場合
 - 十三 その他第4項の提携記録機関が定める場合
- 9 当会社は、提携記録機関からの法第47条の3第5項の規定による通知を受けた場合には、第4項第7号の年月日以後遅滞なく、法第47条の5第2項に掲げる事項を記録原簿に記録する。
- 10 当会社は、提携記録機関から当該提携記録機関において特定記録機関変更記録の請求がされている電子記録債権が強制執行等の対象となった旨の通知を受け付けた場合には、特定記録機関変更記録の請求が取り消されたものとして取り扱うものとする。

(変更後債権記録に対する変更記録)

- 第32条の3** 当会社は、利用者が特定記録機関変更記録を請求または承諾した場合には、当該特定記録機関変更記録に係る変更後債権記録について、次に掲げる変更記録の請求が併せてされたものとして取り扱う。
- 一 変更後債権記録の法第16条第2項各号に掲げる事項を、次に掲げる内容に変更する変更記録
 - ① 銀行営業日以外の日を支払期日として提供した場合には、その翌銀行営業日を支払期日として提供したものとみなす旨
 - ② 口座間送金決済により支払をする（規程第40条第2項第1号①および②に掲げる場合を除く。）旨
 - ③ 分割記録の請求をする場合には、第29条第3項で定める場合を除き、分割債権記録に記録されるでんさいについての譲渡記録の請求を併せてしなければならない旨
 - ④ 質権設定記録および特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨
 - ⑤ 参加金融機関以外の者が債権者である場合において、譲受人を参加金融機関以外の者とする譲渡記録を制限する旨
 - 二 変更後債権記録の債権者および債務者の氏名または名称（債権者または債務者が法人である場合には、これらの代表者の氏名を含む。）および住所ならびにその決済用の預金口座または貯金口座を、利用者データベースに記録されている利用者登録事項の内容（決済

- 用の預金口座または貯金口座については、前条第4項第5号または第6号の決済口座に係るものとする。)に変更する変更記録
- 2 前項第2号の変更記録の電子記録の日の前日までに、利用者データベースに記録されている利用者登録事項が変更された場合には、同号に規定する利用者登録事項の内容は、当該変更後の内容とする。

(開示内容の記録および通知)

第32条の4 当会社は、前条第1項の変更記録後、遅滞なく当該変更記録により変更されたでんさいの内容を開示するために、発生記録の請求に際して提供された情報の開示と同じ様式を用いて記録する。

- 2 当会社は、前項に定める記録をした場合、窓口金融機関を通じて変更後債権記録の債務者に対し、当該記録の内容を、規程第27条第3項に定める請求内容の通知と同じ様式を用いて、電子記録名を発生記録という文字を表示して通知することができる。
- 3 当会社は、前条に定める変更記録をした場合、窓口金融機関を通じて変更後債権記録の債権者および債務者に対し、当該変更記録により変更されたでんさいの内容を、規程第25条第2項に定める通知と同じ様式を用いて、電子記録名を発生記録という文字を表示して通知することができる。

(債務者請求方式における請求の予約)

第33条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号または規程第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。

- 一 発生記録
- 二 譲渡記録
- 2 前項の請求をした電子記録義務者および同項の通知を受けた電子記録権利者は、次に掲げる場合を除き、同項の請求において指定された電子記録の日の前日（窓口金融機関と利用者の間で電子記録の日の前日より前の日を定めた場合にはその日）まで、当該請求を取り消すことができる。
- 一 発生記録の請求の予約に係る電子記録権利者により譲渡記録の請求の予約がされている場合において、当該発生記録の請求の予約を取り消す場合
- 二 譲渡保証記録と併せてする譲渡記録の請求の予約がされている場合において、当該譲渡記録の請求の予約のみを取り消す場合
- 3 当会社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。
- 4 第1項に規定する通知をする利用者および通知の内容は、規程第25条の規定に従う。
- 5 当会社は、第1項の請求の予約をした電子記録義務者または同項の通知を受けた電子記録権利者が、指定された電子記録の日において、規程第22条第1項ただし書の規定により、当該請求をすることができなくなった場合には、第2項の期間内であっても、第1項の請求の予約が取り消されたものとして取り扱うものとする。

(債権者請求方式における請求の予約)

- 第34条** 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。
- 2 前項の請求をした電子記録権利者は、同項の請求において指定された電子記録の日の前日（窓口金融機関と利用者の間で電子記録の日の前日より前の日を定めた場合にはその日）まで、当該請求を取り消すことができる。ただし、同項の通知を受けた電子記録義務者が、当該期間内に指定された電子記録の日に当該通知に係る発生記録を請求する旨通知した場合もしくは請求しない旨を通知した場合には、この限りでない。
- 3 当会社は、前項の規定により電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。
- 4 第1項の通知を受けた電子記録義務者は、同項の請求において指定された電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日まで、当会社に対し、当該通知に係る発生記録の請求をすることができる。
- 5 第1項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。
- 6 第1項に規定する通知をする利用者および通知の内容は、規程第25条の規定に従う。
- 7 当会社は、第1項の請求をした電子記録権利者または同項の通知を受けた電子記録義務者が、指定された電子記録の日において、規程第22条第1項ただし書の規定により、当該請求をすることができなくなった場合には、第2項の期間内であっても、第1項の請求が取り消されたものとして取り扱うものとする。

第6章 電子記録雑則

(強制執行等の記録の記録事項等)

- 第35条** 規程第38条に規定する書類の送達を受けた場合の取扱いは、この条に規定するところによる。
- 2 当会社は、規程第38条に規定する書類の送達を受けた場合には、当該書類に従い、遅滞なく、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
- 一 当該強制執行等の記録がされることになる債権記録の記録番号
 - 二 強制執行等の内容
 - 三 強制執行等の原因
 - 四 施行令第6条第4号に規定する債権者がある場合には、債権者の氏名または名称および住所
 - 五 前号の債権者が法人である場合には、代表者名
 - 六 差押債務者の氏名または名称および住所
 - 七 差押債務者が法人である場合には、代表者名

ハ 電子記録の年月日

- 3 強制執行等の記録において、前項第4号に掲げる債権者が利用者である場合にあっては、当会社は、同号および同項第5号に掲げる事項については、利用者登録事項として利用者データベースに記録されている事項を記録する。この場合において、同項第4号に掲げる債権者の住所は、利用者登録事項として第3条第3号に掲げる住所とすることができます。
- 4 強制執行等の記録において、第2項第6号および第7号に掲げる事項については、当会社は、利用者登録事項として利用者データベースに記録されている事項が提供されたものとして取り扱うものとする。この場合において、同項第6号に掲げる差押債務者の住所は、利用者登録事項として第3条第3号に掲げる住所とする。
- 5 当会社は、規程第38条に規定する書類の送達を受けた場合には、当該送達に係る強制執行等に反する記録の請求を受け付けないものとする。ただし、法令または最高裁判所規則の規定により請求することができる場合は、この限りでない。
- 6 当会社は、強制執行等の記録をした後、当該強制執行等の記録に係る強制執行等の手続が終了し、その旨の書類の送達を受けた場合には、遅滞なく、当該強制執行等の記録を削除する旨の変更記録をする。
- 7 第5項ただし書に規定する請求により、当会社が支払等記録をした場合には、当会社は直ちにその旨を法令の定めるところにより官公署に届け出るものとする。
- 8 第33条または前条の請求の予約がされているでんさいが強制執行等の対象となった場合には、当該請求の予約は、取り消されたものとみなす。ただし、当該請求の予約において指定された電子記録の日より前に強制執行等の停止または執行処分の取消しがされた場合は、この限りでない。

(電子記録の訂正および回復)

第36条 規程第39条第1項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 電子記録の請求に当たって当会社に提供された情報の内容と異なる内容の記録がされている場合
 - 二 請求がなければすることができない電子記録が、請求がないのにされている場合
 - 三 当会社が自らの権限により記録すべき記録事項について、記録すべき内容と異なる内容の記録がされている場合
 - 四 当会社が自らの権限により記録すべき記録事項について、その記録がされていない場合
(一の電子記録の記録事項の全部が記録されていない場合を除く。)
- 2 当会社は、規程第39条第1項または第2項の規定により電子記録の訂正または回復をする場合には、当該訂正または回復後の電子記録の内容と矛盾する電子記録について、電子記録の訂正をする。
- 3 当会社は、規程第39条第1項または第2項の規定により電子記録の訂正または回復をした場合には、遅滞なく、電子記録権利者および電子記録義務者（電子記録権利者および電子記録義務者がない場合にあっては、債権者）の窓口金融機関を通じて、当該訂正または回復の内容をそれらの者に対し、書面により通知する。
- 4 前項の通知は、民法（明治29年法律第89号）第423条その他の法令の規定により他人に代わって電子記録の請求をした利用者にも行うものとする。ただし、その利用者が2人以上ある場合には、当会社は、その1人のみに対し、通知することができる。

- 5 窓口金融機関は、電子記録を訂正または回復すべき事由があることを知った場合には、直ちに、当会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、規程第39条第1項（同条第2項後段の規定により準用する場合を含む。）の第三者がある場合には、窓口金融機関は、当該第三者的承諾書および当該承諾書に押印された印鑑（窓口金融機関に事前に届出がされたものを除く。）に係る印鑑証明書を添付した書面を当会社に提出しなければならない。
- 6 利用者は、自己の請求に係る電子記録について、電子記録を訂正または回復すべき事由があることを知った場合には、直ちに窓口金融機関に対し、窓口金融機関の定めるところにより、その旨通知しなければならない。
- 7 当会社および窓口金融機関は、電子記録を訂正または回復すべき事由に係る調査のため合理的に必要と認められる期間内に訂正または回復を行わなかったことにより生じた損害について、責任を負わないものとする。

第7章 でんさいの決済

(決済情報の提供の方法等)

- 第37条** 当会社は、決済情報を、当会社所定の方法により、債務者の窓口金融機関に対し、支払期日の2銀行営業日前の日に通知する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当するでんさいについては、当会社は、債務者の窓口金融機関に対し、決済情報を通知しない。
 - 一 支払等記録がされている場合
 - 二 強制執行等の記録がされている場合
 - 三 当会社または窓口金融機関が規程第7条の業務委託契約を解除した場合
 - 四 その他前三号に準ずる場合
 - 3 決済情報として通知する債務者口座および債権者口座は、当会社が当該決済情報を通知する時にでんさいに記録されている債務者口座および債権者口座とする。ただし、当会社が、当該通知前に、当該通知の日から当該でんさいの支払期日までの間を電子記録の日とする債務者口座または債権者口座を変更する旨の変更記録の請求を受け付けている場合は、変更後の債務者口座または債権者口座を決済情報として通知することができる。
 - 4 利用者は、当会社が決済情報を通知する債務者口座および債権者口座について異議を申し立てないものとする。

(決済情報の通知前に支払等記録がされていないでんさいの取扱い)

- 第38条** 当会社が決済情報を通知する前に、当該通知に係るでんさいに支払等記録がされなかった場合には、当会社および参加金融機関は、規程第8章および本章において、当該でんさいに係る口座間送金決済以外の支払がされなかつたものとして取り扱うこととし、利用者はこれに異議を申し立てないものとする。

(口座間送金決済の方法)

- 第39条** 規程第42条に規定する振込による口座間送金決済は、この条に規定するところにより行うものとする。
- 2 決済情報の通知を受けた債務者の窓口金融機関は、当該通知に係るでんさいの支払期日までに、決済情報に債務者口座として記載された決済口座（当該通知が発せられた後に当該通

知に係るでんさいの債務者口座を変更する旨の変更記録がされ、かつ、当該通知に記載された債務者口座が解約等の事由により存在しない場合は、変更後の債務者口座）から、債権金額の引き落としをする。ただし、同一の日に当該でんさい以外の引き落としがある場合には、当該窓口金融機関が定める順序により引き落としをするものとする。

3 債務者の窓口金融機関は、債権者の窓口金融機関に対し、支払期日に振込通知を発信し、債権者の窓口金融機関は、当該振込通知に表示された債権者口座（決済情報の通知が発せられた後に当該通知に係るでんさいの債権者口座を変更する旨の変更記録がされ、かつ、当該通知に記載された債権者口座が解約等の事由により存在しない場合は、変更後の債権者口座）に払い込むものとする。

4 利用者は、前二項で規定する窓口金融機関の口座間送金決済の取扱いについて異議を申し立てないものとする。

（口座間送金決済の特例）

第40条 規程第42条ただし書で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 口座間送金決済をしようとするでんさいについて、債務者口座から債権金額の引き落としができなかった場合
 - 二 口座間送金決済をしようとするでんさいについて、当会社が規程第38条に規定する書類の送達を受けた場合
 - 三 債務者が死亡した場合
 - 四 債権者に関して破産手続開始の決定がされた場合または更生手続開始の決定がされた場合
 - 五 債務者に関して破産手続開始の決定がされた場合または第12条各号に掲げる事由に該当する場合
- 2 債務者の窓口金融機関は、前項各号に掲げる場合には、振込通知を発信したこと、または発信しなかったことにより、利用者に生じた損害について責任を負わない。

（強制執行等の命令の送達を受けた場合の取扱い）

第41条 前条第1項第2号に掲げる場合の口座間送金決済の中止は、この条に規定するところにより取り扱うものとする。

- 2 決済情報の通知をしたでんさいについて、第29条第3項の規定により分割記録をした場合には、当該分割記録の原債権記録および分割債権記録について、窓口金融機関は口座間送金決済をしないことができる。
- 3 利用者は、規程第38条に規定する書類の送達を受けた場合には、速やかにその旨および送達を受けた日を窓口金融機関に申し出て、口座間送金決済を中止するでんさいを特定しなければならない。
- 4 当会社および債務者の窓口金融機関は、利用者から前項に規定する申出を受けた場合は、次条第2項の申出がされたものとして取り扱う。
- 5 当会社および債権者または債務者の窓口金融機関は、利用者が第3項の規定に違反した場合には、強制執行等の対象であるでんさいに関する当該債権者または債務者に生じた損害について、責任を負わない。

（債権者または債務者からの口座間送金決済の中止の申出）

第42条 規程第44条第2号に掲げる場合の口座間送金決済の中止は、この条に規定するこ

ろにより取り扱うものとする。

2 規程第44条第2号で規定する口座間送金決済の中止の申出は、窓口金融機関が定めるところにより、債権者または債務者が窓口金融機関に申し出るものとする。ただし、債務者は、次に掲げる場合に限り、当該申出をすることができる。

一 口座間送金決済の中止について債権者の同意を得た場合

二 でんさいの支払について次に掲げる抗弁その他人的関係にもとづく抗弁を債権者に対抗することができる場合

- ① 発生記録または譲渡記録の原因である契約に不履行があったこと
- ② でんさいが存在しないこと
- ③ 発生記録または譲渡記録の請求に当たって取締役会の承認等が存在しないこと
- ④ 発生記録の請求の意思表示に瑕疵があったこと
- ⑤ なりすまし、無権代理、不正アクセス、システムバグまたはオペレーションミス等により、利用者の請求がないのに電子記録がされたこと、または利用者から提供された情報の内容と異なる内容の電子記録がされたこと（以下「不正作出」という。）

⑥ その他次条第1項各号に掲げる事由および第2項各号に掲げる事由に該当しない事由

三 債権者に関して破産手続開始の決定がされた場合または更生手続開始の決定がされた場合

四 債務者に関して破産手続開始の決定がされた場合または第12条各号に掲げる事由に該当する場合

3 前項の申出を受けた窓口金融機関は、当該申出に係る口座間送金決済を中止することができる。

4 第2項の申出は、支払期日の前銀行営業日まですることができる。

5 当会社または債権者もしくは債務者の窓口金融機関は、債権者または債務者から規程第44条第2号に掲げる口座間送金決済の中止の申出がされたことにより口座間送金決済を中止した場合には、そのために債権者または債務者その他の利用者に生じた損害について責任を負わない。

第8章 でんさいの支払不能処分制度

（支払不能事由）

第43条 規程第46条第1項に規定する事由（以下「第0号支払不能事由」という。）は、次に掲げる事由とする。

一 債務者または債権者に関する破産法等による事由

- ① 債権者に関して破産手続開始の決定がされたことまたは更生手続開始の決定がされたこと
- ② 債務者に関して破産手続開始の決定がされたことまたは第12条各号に掲げる事由が生じたこと
- ③ 支払禁止の仮処分を命じられたこと

二 その他の事由

- ① 債務者または債権者から第41条第3項で定める申出がされたこと
- ② 債権者から規程第44条第2号で定める口座間送金決済の中止の申出がされたこと

- ③ 債務者から前条第2項第1号で掲げる場合において規程第44条第2号に掲げる口座間送金決済の中止の申出がされたこと
 - ④ 債務者が死亡したこと
 - ⑤ 債権者口座に入金することができないこと
 - ⑥ 債権者口座が存在しないこと
 - ⑦ 口座間送金決済をしようとするでんさいについて、当会社が規程第38条に規定する書類の送達を受けた場合
- 2 規程第46条第2項第1号に規定する事由（以下「第1号支払不能事由」という。）は、次に掲げる事由とする。
- 一 債務者口座から債権金額の引き落としができなかつたこと
 - 二 債務者口座が存在しないこと
 - 三 前二号に準ずる事由
- 3 規程第46条第2項第2号に規定する事由（以下「第2号支払不能事由」という。）は、前条第2項第2号①から⑥までに掲げる事由とする。

（支払不能事由が重複する場合の取扱い）

第44条 次の各号に掲げる場合には、債務者の窓口金融機関は、当会社に対し、一の支払不能でんさいについて、当該各号に定める支払不能事由を通知するものとする。

- 一 第0号支払不能事由と第1号支払不能事由または第2号支払不能事由が重複する場合
第0号支払不能事由
- 二 第1号支払不能事由と第2号支払不能事由が重複する場合 第1号支払不能事由（第1号支払不能事由と不正作出を理由とする第2号支払不能事由が重複する場合には、第2号支払不能事由）

（支払不能情報）

第45条 規程第47条第1項に規定する支払不能情報は、次に掲げる事項に係る情報とする。

- 一 支払不能でんさいの債務者の情報として次に掲げるもの
 - ① 利用者番号
 - ② 法人である場合には名称または個人である場合には氏名
 - ③ 法人である場合には代表者の氏名
 - ④ 屋号がある場合には当該屋号
 - ⑤ 住所
 - ⑥ 法人である場合には設立年月日または個人である場合には生年月日
 - ⑦ 業種区分
 - ⑧ 企業区分
- 二 支払不能でんさいの情報として次に掲げるもの
 - ① 記録番号
 - ② 支払期日
 - ③ 支払不能通知および取引停止通知の通知年月日
 - ④ 支払期日から起算して2銀行営業日を経過した日の年月日
 - ⑤ 支払不能事由
 - ⑥ 債務者口座のある金融機関名および支店名

⑦ 規程第51条第1項第2号の規定により異議申立の手続が終了した場合には、異議申立の手続の取下げの請求を受理した日の年月日

(異議申立)

第46条 規程第50条第1項の規定による異議申立および同条第2項本文に規定する異議申立預託金の預け入れの手続は、債務者の窓口金融機関が定めるところによりしなければならない。

2 規程第50条第1項の規定による異議申立は、支払期日の前銀行営業日までに窓口金融機関にしなければならない。

(異議申立の特例)

第47条 規程第50条第2項ただし書に規定する場合は、第2号支払不能事由の支払不能事由が不正作出であり、かつ、第55条に規定するでんさい事故調査会が債務者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を理由があるものと認めた場合とする。

2 第2号支払不能事由が不正作出である場合には、規程第50条第2項の債務者の窓口金融機関が定めるところにより、当該債務者は、当会社に対し、同条第1項の異議申立に併せて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができるものとする。

3 当会社は、第2項の申立を受けた場合には、でんさい事故調査会の審議に付し、その申立を理由があるものと認める場合には、異議申立預託金の預け入れを免除することができる。

4 当会社は、前項でのんさい事故調査会の審議に必要とする場合には、第2項の申立をした債務者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(異議申立の手続の終了および異議申立預託金の返還許可)

第48条 規程第51条第2項に規定する異議申立預託金の返還許可の申立は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める者がすることができる。

一 当会社が他の支払不能でんさいにより債務者に対し取引停止処分を科した場合 債務者またはその地位を承継した者

二 債務者から支払不能通知がされることまたは取引停止処分を科されることがやむを得ないものとして異議申立の取下げの請求がされた場合 債務者またはその地位を承継した者

三 異議申立をした日から起算して2年を経過した場合 債務者またはその地位を承継した者

四 債務者が死亡した場合 債務者の地位を承継した者

五 支払不能でんさいの支払義務の有無について裁判（調停、裁判上の和解等確定判決と同一の効力を有するものを含む。以下同じ。）により確定した場合

① 債務者が支払義務を負うことが確定したとき 債権者またはその地位を承継した者

② 債務者が支払義務を負わないことが確定したとき 債務者またはその地位を承継した者

六 支払不能でんさいを請求債権とし異議申立預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令が債務者の窓口金融機関に送達された場合 債権者またはその地位を承継した者

七 債務者の窓口金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が生じた場合 債務者の窓口金融機関

八 その他異議申立の原因となった第2号支払不能事由が解消した場合 債権者またはその地位を承継した者

2 規程第51条第2項に規定する異議申立預託金の返還許可の申立は、前項各号に定める者が窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる資料を添付した書面を提出してしなければならない。

一 規程第51条第1項第4号に掲げる場合には、債務者の死亡を証する書類および当該債務者の相続人全員が当該請求に同意する旨を証する書面

二 規程第51条第1項第5号に掲げる場合には、支払義務の確定を証する次に掲げるいずれかの資料および対象となるでんさいを特定する情報

- ① 確定判決の判決書の写し
- ② 認諾調書の写し
- ③ 和解調書の写し
- ④ 調停調書の写し

三 規程第51条第1項第6号に掲げる場合には、支払不能でんさいを請求債権とし異議申立預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令書の写し

3 当会社は、規程第51条第3項の規定により異議申立預託金の返還を許可する場合には、書面により、債務者の窓口金融機関にその旨通知する。

(異議申立預託金の返還許可に係る特則)

第49条 規程第53条に規定する異議申立預託金の返還許可の申立は、支払不能でんさいの債務者またはその地位を承継した者もしくは債務者の窓口金融機関が、窓口金融機関を通じて当会社に対し、書面を提出してしなければならない。

2 当会社は、前項の申立がされた場合には、第55条に規定するでんさい事故調査会の審議に付し、でんさい事故調査会がその申立を理由があるものと認めるときは、異議申立預託金の返還許可をするものとする。

(支払不能情報の照会)

第50条 規程第54条第1項による照会は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当会社所定の書面および本人確認に必要な資料を提出してしなければならない。

2 規程第54条第1項による照会が、第三者に関するものである場合には、法人税法等の法令により必要があるときに限り、当該照会ができるものとする。

3 当会社は、規程第54条第1項による照会に対し、前項の書面が当会社に送達された日（その日が銀行営業日でないときは、翌銀行営業日。以下「送達日」という。）の5年前の日から送達日の3銀行営業日前の日までの間についての支払不能情報を回答する。

(支払義務確定後における取引停止処分等)

第51条 支払不能でんさいの債権者は、異議申立に係る支払不能でんさいについて、債務者に当該支払不能でんさいの債権額全額の支払義務のあることが裁判により確定した後においても当該支払不能でんさいの支払いがされていない場合には、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる資料を添付した書面により、当該支払不能でんさいの債務者について支払不能通知への掲載または取引停止処分の調査の申立（以下「支払不能処分調査請求」という。）をすることができる。

一 支払義務の確定を証する資料として、次に掲げる資料のいずれか一つ

- ① 確定判決の判決書の写し
- ② 認諾調書の写し

③ 和解調書の写し

④ 調停調書の写し

二 不払に関する事情説明書

- 2 前項の申立は、当会社が規程第51条第1項第5号または第6号に掲げる事由により申立を受けた異議申立預託金の返還を許可した日から起算して2か月後の応当日以後においても支払不能でんさいの支払がされていない場合にできるものとする。
- 3 第1項の申立は、当会社が異議申立預託金の返還を許可した日から起算して3か月後の応当日以後または当該支払不能でんさいの支払期日から起算して2年後の応当日以後はできないものとする。第1項の申立が可能である期間であっても、同一の債務者に同一の支払期日の他の支払不能でんさいについてすでに支払不能処分調査請求がされ、その請求が理由あるものとして認められている場合も、同様とする。
- 4 当会社は、第1項の規定による申立を受けた場合には、第55条に規定するでんさい事故調査会の審議に付し、同調査会がその請求を理由があるものと認める場合には、当会社は、同調査会の最終調査日を支払期日とする支払不能事由が通知されたものとみなして、規程第47条から第49条までの規定を適用する。
- 5 前項のでんさい事故調査会の審議に必要である場合には、当会社は、債権者または債務者に必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 同一の債務者に係る複数の支払不能でんさいについて支払不能処分調査請求が行われ、その請求が理由あるものとして認められた場合には、でんさい事故調査会の最終調査日が同一であっても、各々の支払不能でんさいの支払期日が異なる場合は、第4項の規定にかかわらず、支払不能事由の通知回数は、その支払期日毎に1回として計算するものとする。

(支払不能通知および取引停止処分の取消し)

第52条 支払不能通知または取引停止処分が債務者の窓口金融機関の取扱錯誤による場合には、当該窓口金融機関は、当会社に対し、遅滞なく、支払不能通知または取引停止処分の取消しを請求しなければならない。

- 2 当会社は、前項の請求にもとづく支払不能通知または取引停止処分の取消しまたは修正の結果について、当会社所定の方法により参加金融機関に通知する。

(不正作出の場合の支払不能通知または取引停止処分の取消し)

第53条 支払不能通知または取引停止処分が不正作出その他これらに相当する事由によるでんさいについて行われたものと認められる場合には、当該でんさいの債務者は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、支払不能通知または取引停止処分の取消しを請求することができる。

- 2 前項の請求は、不正作出を証する資料を添付した書面によりしなければならない。
- 3 当会社は、第1項の請求を受けた場合には、第55条に規定するでんさい事故調査会の審議に付し、でんさい事故調査会がその請求を理由があるものと認める場合には、支払不能通知または取引停止処分を取り消し、参加金融機関に対し当会社所定の方法により、その旨通知する。
- 4 当会社は、前項の規定により支払不能通知または取引停止処分を取り消した場合には、第1項の請求をした債務者の窓口金融機関を通じて当該債務者に対し、その旨および当該支払不能通知または取引停止処分を取り消した日を通知する。

(支払不能通知および取引停止処分の解除)

第54条 取引停止処分を科された者が著しく信用を回復した場合、その他相当と認められる理由がある場合、または規程第47条に規定する支払不能通知に係る支払不能でんさいの債務者について相当と認められる理由がある場合には、窓口金融機関は、当会社に対し、支払不能通知または取引停止処分の解除を請求することができる。

2 当会社は、前項の請求を受けた場合には、次条に規定するでんさい事故調査会の審議に付し、でんさい事故調査会がその請求を理由があるものと認める場合には、支払不能通知または取引停止処分を解除するものとする。この場合において、当会社は、支払不能通知または取引停止処分の解除を当会社所定の方法により参加金融機関に通知する。

3 当会社は、前項の規定により支払不能通知または取引停止処分を解除した場合には、第1項の請求をした窓口金融機関を通じて支払不能通知または取引停止処分の解除を認められた債務者に対し、その旨および当該支払不能通知または取引停止処分を解除した日を通知する。

(でんさい事故調査会)

第55条 当会社は、でんさい事故調査会を設置し、業務規程等で規定する事項その他必要な事項を審議させるものとする。

第9章 電子記録の記録事項等の開示

(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等)

第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でしなければならない。

- 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法
- 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法
- 三 残高の開示 次に掲げる方法

- ① 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法
- ② 請求日以降の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法
- ③ 定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法

3 前項第1号に掲げる通常開示の請求は、規程第57条第1項第1号または第2号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者でなければすることができない。この場合において、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

- 一 開示の請求をする者の情報
- 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
- 三 その他窓口金融機関が定める情報

4 第2項第2号に掲げる特例開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。この場合において、当会社は、当該

請求をした者に対し、規程第58条第1項または第2項に規定する事実に係る資料の提出を求めることができる。

- 一 開示の請求をする者の情報
- 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
- 三 請求の原因となる事実に係る情報

5 第2項第3号①に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 残高の基準日
- 二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報
- 三 その他当会社が定める事項

6 第2項第3号②および③に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。

- 一 残高の基準日
- 二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報
- 三 その他窓口金融機関が定める情報

7 規程第57条第2項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。

- 一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる事項
 - ① 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項第1号または第2号に定める事項。ただし、特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨、電子記録の訂正または回復の年月日、規程第58条第1項に定める事項、特定記録機関変更記録の記録事項および第32条の3に定める変更記録の記録事項を除く。
 - ② 開示する債権記録のうち、別表1に規定する事項
 - ③ 特定記録機関変更記録がされている場合、別表2に規定する事項。ただし、別表2に規定する特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。
- 二 第2項第2号に掲げる特例開示 次に掲げる事項
 - ① 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項各号に定める事項
 - ② 特定記録機関変更記録がされている場合、別表2に規定する事項

三 第2項第3号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係るものに限る。）のうち、別表3に規定する事項

8 規程第57条第2項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。

- 一 第2項第1号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法
- 二 第2項第2号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法
- 三 第2項第3号に掲げる残高の開示 当会社が定める方法

9 第7項第1号③および同項第2号②に掲げる事項については、発生記録の開示と同じ様式を用いて、電子記録名として発生記録という文字を表示して開示する。

(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特則)

第57条 窓口金融機関は、法第87条第2項の規定により、当会社に対し、自らを窓口金融機

関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第7項第1号に定める事項について、開示を請求することができる。

- 2 当会社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第7項第1号に掲げる事項を開示する。
- 3 前項の規定により窓口金融機関がする開示の請求および開示の方法は、当会社が別に定めるところによる。

(記録請求に際して提供された情報の開示の請求の方法等)

第58条 規程第59条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

- 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でしなければならない。
 - 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法
 - 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法
- 3 前項第1号に掲げる通常開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。
 - 一 開示の請求をする者の情報
 - 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
 - 三 その他窓口金融機関が定める情報
- 4 第2項第2号に掲げる特例開示の請求は、当会社に対し、窓口金融機関を通じて次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。この場合において、当会社は、当該請求をした者に対し、規程第60条に規定する事実に係る資料の提出を求めることができる。
 - 一 開示の請求をする者の情報
 - 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
 - 三 請求の原因となる事実に係る情報
- 5 規程第59条第2項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。
 - 一 第2項第1号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法
 - 二 第2項第2号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法
- 6 第32条の3に定める変更記録の請求に際して提供された情報の開示は、第2項第2号に規定する方法でのみ請求することができる。
- 7 当会社は、特定記録機関変更記録を請求または承諾した利用者もしくは利用契約を解約しまたは解除された元利用者から、当該特定記録機関変更記録に係るでんさいについて、規程第59条第1項に規定する請求があった場合には、別表4に規定する事項を開示する。なお、当該開示は、発生記録の請求に際して提供された情報の開示と同じ様式を用いて、電子記録名として発生記録という文字を、請求受付日時として第32条の4の規定による記録をした日時を表示して開示する。

第10章 雜則

(規定の効力)

第59条 利用契約が解約または解除された後においても、第36条第7項、第40条第2項、第41条第5項および第42条第5項の規定は、当該利用契約に係る利用者にお有効に適用さ

れる。

(公表の方法)

第60条 当会社は、業務規程等にもとづき情報を公表する場合その他当会社が利用者に周知する必要があると認めた情報を公表する場合には、当会社のホームページに情報を掲載する方法で公表するものとする。

(改正)

第61条 この細則の改正は、取締役会長の監督のもと代表執行役が行う。

- 2 前項の改正の効力は、代表執行役が定める日から生ずる。
- 3 改正内容および改正日は、当会社および参加金融機関のホームページもしくは店頭で公表し、または利用者に通知するものとする。
- 4 改正日が到来した後（前項のホームページを閲覧することができない利用者については、前項の改正内容および改正日が店頭で公表され、または当該利用者に通知された後）、利用者が当会社を利用したときは、改正後の細則を承認したものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、西暦2013年2月4日から施行する。

附 則（西暦2014年1月1日改正）

(施行期日)

第1条 この細則は、西暦2014年2月24日から施行する。

附 則（西暦2016年4月18日改正）

(施行期日)

第1条 この細則は、西暦2016年4月18日から施行する。

附 則（西暦2017年4月1日改正）

(施行期日)

第1条 この細則は、西暦2017年4月1日から施行する。

附 則（西暦2019年7月8日改正）

(施行期日)

第1条 この細則は、西暦2019年7月8日から施行する。

附 則（西暦2023年1月10日改正）

(施行期日)

第1条 この細則は、西暦2023年1月10日から施行する。

【別表1（第56条第7項第1号②関係）】

No.	開示する事項
1	債権記録の記録番号
2	発生記録の電子記録の年月日
3	発生記録（発生記録について変更記録がされていたときは、当該変更記録を含む。以下この表および別表2から別表4において「発生記録等」という。）の支払期日の年月日
4	発生記録等の債務者が支払うべき債権金額
5	支払等記録（支払等記録について変更記録がされていたときは、当該変更記録を含む。以下この表および別表2から別表4において「支払等記録等」という。）の支払等があった日の年月日
6	支払等記録等の支払等に当たって要した費用の金額
7	発生記録等の債務者が支払うべき債権金額から支払等記録等の支払等をした金額を控除した金額
8	譲渡記録の記録数
9	分割記録の記録数
10	保証記録の記録数
11	強制執行等の記録の有無
12	支払等記録の有無
13	信託の電子記録の有無
14	特別求償権の有無
15	譲渡制限の有無
16	支払不能でんさいにあっては、支払不能事由
17	支払不能でんさいにあっては、支払不能事由に関する異議申立の有無
18	債権者の氏名または名称、住所、債権者口座に係る情報および債権者が法人である場合には代表者の氏名
19	債務者の氏名または名称、住所、債務者口座に係る情報および債務者が法人である場合には代表者の氏名
20	電子記録保証人の氏名または名称、住所および電子記録保証人が法人である場合には代表者の氏名

【別表2（第56条第7項第1号③および第56条第7項第2号②関係）】

No.	開示する事項
1	電子記録名として発生記録という文字
2	発生記録等の債務者が支払うべき債権金額
3	発生記録等の支払期日の年月日
4	変更後債権記録の記録番号
5	特定記録機関変更記録の電子記録の年月日
6	第32条の3第1項第2号に定める変更記録における変更後の債権者の氏名または名称、住所、債権者口座に係る情報および債権者が法人である場合には代表者の氏名
7	第32条の3第1項第2号に定める変更記録における変更後の債務者の氏名または名称、住所、債務者口座に係る情報および債務者が法人である場合には代表者の氏名
8	債務者が債権金額を債権者に支払う旨
9	銀行営業日以外の日を支払期日として提供した場合には、その翌銀行営業日を支払期日として提供したものとみなす旨
10	口座間送金決済により支払をする（規程第40条第2項第1号①および②に掲げる場合を除く。）旨
11	参加金融機関以外の者が債権者である場合において、譲受人を参加金融機関以外の者とする譲渡記録を制限する旨
12	分割記録の請求をする場合には、第29条第3項で定める場合を除き、分割債権記録に記録されるでんさいについての譲渡記録の請求を併せてしなければならない旨
13	質権設定記録および特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨

【別表3（第56条第7項第3号関係）】

No.	開示する事項
1	残高の基準日の年月日
2	残高の開示の対象となる利用契約に係る利用者番号および決済口座に係る情報
3	でんさい（特別求償権を除く。）の合計件数および合計金額
4	発生記録等における債務者の債務の合計件数および合計金額
5	電子記録保証債務の合計件数および合計金額
6	特別求償権の合計件数および合計金額
7	保証人等を支払等をした者とする支払等記録等がされたでんさいの合計件数および合計金額
8	でんさい（特別求償権を除く。）について次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称
9	発生記録等における債務者の債務について、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額
10	電子記録保証債務について、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称
11	特別求償権について、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称

No.	開示する事項
12	<p>保証人等を支払等をした者とする支払等記録等がされたでんさいについて、次に掲げる事項</p> <p>(1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称</p>

【別表4（第58条第7項関係）】

No.	開示する事項
1	第58条第7項の開示をした利用者を請求者とする、利用者の氏名または名称、住所、決済口座に係る情報および請求者が法人である場合には代表者の氏名
2	電子記録名として発生記録という文字
3	請求受付日時として第32条の4の規定による記録をした日時
4	発生記録等の債務者が支払うべき債権金額
5	発生記録等の支払期日の年月日
6	第32条の3第1項第2号に定める変更記録における変更後の債務者の氏名または名称、住所、債務者口座に係る情報および債務者が法人である場合には代表者の氏名
7	第32条の3第1項第2号に定める変更記録における変更後の債務者の氏名または名称、住所、債務者口座に係る情報および債務者が法人である場合には代表者の氏名
8	債務者が債権金額を債務者に支払う旨
9	銀行営業日以外の日を支払期日として提供した場合には、その翌銀行営業日を支払期日として提供したものとみなす旨
10	口座間送金決済により支払をする（規程第40条第2項第1号①および②に掲げる場合を除く。）旨
11	参加金融機関以外の者が債務者である場合において、譲受人を参加金融機関以外の者とする譲渡記録を制限する旨

●電子記録債権（でんさい）、及びりそなビジネスダイレクトに関するお問合せ

ビジネスヘルプデスク

0120-05-6305

受付時間：平日 7:00～23:55／土・日・祝 8:00～22:00
(ただし、1月1日～1月3日、5月3日～5日はご利用いただけません)



2024年7月1日改正